

第百六十六回国
参議院財政金融委員会會議録第十六号

平成十九年六月十三日(水曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

六月十二日

辞任

岸 信夫君

尾立 源幸君

大久保 勉君

山口那津男君

六月十三日

辞任

関谷 勝嗣君

山下 英利君

小川 勝也君

直嶋 正行君

森 ゆうこ君

補欠選任

関谷 勝嗣君

小川 勝也君

森 ゆうこ君

澤 雄二君

補欠選任

岸 信夫君

末松 信介君

尾立 源幸君

松下 新平君

大久保 勉君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

家西 悟君

杵掛 哲男君

中川 雅治君

野上浩太郎君

大久保 勉君

峰崎 直樹君

委員

泉 信也君

岸 信夫君

椎名 一保君

末松 信介君

田中 直紀君

舩添 要一君

尾立 源幸君

広田 一君

松下 新平君

円 より子君

澤 雄二君

西田 実仁君

大門実紀史君

国務大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(金融))

山本 有二郎

副大臣

内閣府副大臣

大村 秀章君

事務局側

常任委員会専門員

藤澤 進君

参考人

日本公認会計士協会会長

藤沼 重起君

明治大学大学院会計専門職研究科長・教授

山浦 久司君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○公認会計士法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(家西悟君)

ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、山下英利君、直嶋正行君及び山口那津男君が委員を辞任され、その補欠として末松信介君、松下新平君及び澤雄二君が選任されました。

○委員長(家西悟君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

○委員長の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認めます。それでは、理事に大久保勉君を指名いたします。

○委員長(家西悟君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公認会計士法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本公認会計士協会会長藤沼重起君及び明治大学大学院会計専門職研究科長・教授山浦久司君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(家西悟君) 公認会計士法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。山本内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(山本有二郎) ただいま議題となりました公認会計士法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

要性が高まっている状況に対応するため、監査法人制度等について見直しを行うものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、監査法人の品質管理、ガバナンス、ディスクロージャーを強化するため、業務の執行の適正確保や業務の品質管理の方針の策定及びその実施のための業務管理体制を監査法人が整備することを義務付けるとともに、監査法人の社員資格を公認会計士以外の者に拡大し、また監査法人による情報開示を義務付けることとしております。

第二に、監査人の独立性を確保し、その地位を強化するため、監査人の独立性に関する制度を充実するとともに、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正、違法行為を発見した場合における当局への申出制度を導入することとしております。

第三に、監査法人等に対する監督や監査法人等の責任の在り方の見直しとして、課徴金納付命令や監査法人に対する業務管理体制の改善命令など行政処分を多様化させるとともに、有限責任組織形態の監査法人制度を創設することとしております。また、外国監査法人等に係る届出制度を整備することとしております。

以上がこの法律案の提出理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(家西悟君) 速記を起こしてください。これより質疑に入ります。

本日は、公認会計士法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人として日本公認会計士協会会長藤沼重起君及び明治大学大学院会計専門職研究科長・教授山浦久司君の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々にごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

両参考人から忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にしたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、まず藤沼参考人、山浦参考人の順で一人二十分以内でそれぞれ御意見をお述べいただき、その後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

また、御発言の際は、その都度委員長長の許可を得ることになっておりますので、御承知をおお願い申し上げます。

なお、参考人及び質疑者ともに御発言は着席のまままで結構でございます。

それでは、まず藤沼参考人からお願い申し上げます。藤沼参考人。

○参考人(藤沼重起君) 藤沼でございます。

今回、国会審議の場におきまして公認会計士法改正法案に対し意見を陳述する機会を与えていただいたことを感謝申し上げます。

まず、上場会社の監査の職責を担っていた公認会計士に有罪判決が下されるという一連の会計不祥事が相次いで発生し、公認会計士監査の信頼性が大きく問われる事態を招いたことに対しまして、遺憾の意を述べさせていただきます。

政府は、バブル経済崩壊後、我が国経済の再生を目指して、貯蓄から投資への金融政策の下に諸施策を展開されてこられました。経済は明るさを取り戻し、個人金融資産が資本市場へと流れを変え、兆しが見えてきた状況下でこのような事件が発覚したことは誠に残念であります。私どもは、社会の厳しい批判を厳粛に受け止め、まず、

我々会計監査のプロフェッションが自らの努力により自己の監査業務の充実に向上を図り、公認会計士監査の信頼性確保に精力的に取り組む決意であります。

改正法案につきまして意見を陳述する前に、昨今の一連の会計不祥事を踏まえて、協会が取り組んでおります自主規制施策について御説明させていただきます。

まず第一に、協会は、監査事務所の品質管理体制の向上を図るために、監査事務所の業務運営体制を監視、監督する品質管理レビューを充実強化してまいりました。具体的には、品質管理レビューを十名体制から二十名体制に増強するとともに、昨年四月から適用されております監査に関する品質管理基準に基づき、レビュー基準やレビューツール等を整備いたしました。

協会は、各監査事務所の品質管理体制が整備され、それが有効に機能しているかどうか、監査人の独立性のチェックを含め、厳しい品質管理レビューを実施しております。

第二に、監査人の独立性の確保の観点から、国際水準並みの倫理規則を整備いたしました。具体的には、監査事務所所属する公認会計士を対象とする規則と企業等に所属する公認会計士を対象とする規則、さらに、両者を共通する規則を網羅した包括的な倫理規則を策定しております。特に、監査人のローテーションを強化し、上場会社百社以上を監査する大規模監査法人の監査責任者には米国籍並みに五年、五年のローテーションを実施しております。

第三に、協会は、会員に年間四十単位の専門研修の受講を義務付けておりますが、監査を担当する会員に対して、当該継続的専門研修の中に、職業倫理四単位と監査の品質管理四単位の科目受講を強制いたしております。

さらに、公認会計士監査の信頼性の回復には上場会社を監査する事務所の品質管理体制を充実強化することが最重要課題であるとの認識の下に、本年四月から上場会社監査事務所登録制度を導入

しております。

当該制度は、上場会社を監査する事務所に対しまして、協会に設けた上場会社監査事務所部に登録を義務付け、協会の品質管理レビューを強化し、上場会社監査事務所の品質管理体制の充実を図り、もって上場会社の財務報告の信頼性を確保する制度であります。

当該登録制度の特徴は、制裁的措置の採用であります。具体的には、品質管理レビューの結果、監査の品質管理体制に重大な欠陥が発見された場合には、当該指摘事項を上場会社登録事務所名簿において一般に開示するとともに、当該指摘事項に対して適切な改善措置を講じない監査事務所については、上場会社を監査するにふさわしい品質管理体制を整備、運用していないとして登録を取り消し、未登録事務所名簿に記載し、社会に開示するという措置を採用しております。その意味では、登録制度は上場会社を監査している会員にとつて相当に厳しい自主規制策であります。協会は、このように、自主規制策により公認会計士監査の信頼性の向上を図るため最大限の努力をしておりますので、協会の取組に御理解と御支援をお願いいたします。

今回の公認会計士法改正案につきまして、意見陳述させていただきます。

改正案には、協会が長年にわたり要望してまいりました事項も盛り込まれておりますが、全体としては厳しいものであると受け止めております。しかし、協会としては、改正案を厳守し、かつ自主規制の強化策を推進し、公認会計士監査の信頼性向上に一層努力していく決意でございます。

最初に、金融審議会において今後の検討課題とされましたインセンティブのねじれの問題につきまして、早急な御検討をお願いしたいと存じます。

現行会社法の下では、財務諸表の作成責任者である経営者が会計監査人の選任議案提案権や監査報酬の決定権を有しております。これは、経営者から監査人の独立性確保という観点から重要な問

題であると考えております。米国では、社外取締役で構成される監査委員会にこうした権限が付与され、監査人の独立性が確保されております。米国のサーペインズ・オックスレー法においては、公認会計士に対し相当厳しい規制強化が図られましたが、同時に上場会社のガバナンス強化の措置も講じられております。

会社法の分野であります。是非とも監査役会に会計監査人の選任議案提出権及び監査報酬の決定権を付与することを検討していただきたいと存じます。その際には、監査役会の独立性及び専門性の強化が一体となった措置が必要であると考えております。これらを一連の課題として御検討をお願いしたいと思います。

次に、今回の改正案について、協会の二つの重要事項が受け入れられたことに対しまして、感謝申し上げます。

その一つが、監査法人の有限責任制の導入であります。

会計不祥事が判明し、監査人に責任がある場合に、関与監査人が無限責任を負うことは当然といえども、監査法人に勤務する他の社員が連帯して無限責任を負う制度は監査法人の一般社員に過重な負担を強いるものであり、公認会計士が監査業務を敬遠する大きな要因となっております。

有限責任制は欧米諸国では既に導入されている制度であり、協会は従来から有限責任制導入を強くお願いしてまいりました。平成十五年の改正公認会計士法におきましても、民事法制等においていわゆるリミテッドパートナーシップ制度の一般的な導入等が図られることになった場合には、所要の措置を講ずることを検討する旨の附帯決議が行われております。有限責任制の導入は、我が国の監査基盤の強化に大きく貢献するものと考えております。

二つ目は、今回の改正案に刑事罰が織り込まれなかったことでもあります。

金融審議会におきまして刑事罰の導入が検討さ

れましたが、協会は、刑事告発されただけで監査法人が実質的に崩壊するとして、その導入に強く反対してまいりました。エンロン事件におけるアーサー・アンダーセン、みずほ監査法人の自主解散を見ましても、協会の懸念は現実化しております。

欧米諸国では、監査事務所は一般民事法に基づき設立されている関係から、監査事務所にも刑事罰が適用される法制になっている国もあります。が、監査事務所が事務所の信用に対して強い脆弱性を持つという特殊性を考慮し、具体的に適用された実例はないと言われております。改正案ではこうした諸事情を考慮したものと受け止めております。

協会は、改正法案を受け入れ、監査の品質回復の向上に全力を挙げて取り組んでいく所存でございますが、改正法案の運用につきまして次の点に御配慮を要望したいと思っております。

第一に、行政罰の運用であります。

改正法案では、刑事罰の導入に代わって行政罰の多様化が図られ、従来の行政罰、戒告、業務停止、登録抹消又は解散命令に加え、課徴金と業務管理体制の改善命令が新たに追加されました。協会は、刑事罰の導入に代えて、課徴金等の導入により行政罰の多様化が図られたことはやむを得ないものと考えております。しかし、監査人が萎縮し、行政の顔色をうかがいながら監査業務を遂行するという監査環境にならないよう、次の点を強く要請いたします。

まず、課徴金は単独でもまた他の行政罰と重複してでも科すことができる柔軟な規定となっております。したがって、課徴金を含む行政罰につきましても、量刑基準等を整備し、その運用の透明性と公正性を確保していただきたいと存じます。

次に、今回新たに導入されました業務改善命令の一環として、重大な責任を有すると認められる社員について、一定期間その職務に従事することを全部又は一部禁止することができるとされてお

ります。当該業務禁止命令の運用につきましても、対象となる重要な社員の範囲及び禁止される職務の範囲等につきましても、明確な基準を適切かつ公正な運用をお願いいたします。

第二に、改正案では、監査法人等に対する報告徴収、立入検査権限の公認会計士・監査審査会への委任が規定されております。現行制度では、協会が品質管理レビューを実施し、その報告を受けた後に、必要と認めた場合には審査会は監査事務所立入検査を実施できるというシステムとなっております。

現在、監査事務所は、監査事務所内の品質管理レビュー、業務提携している海外大手事務所の品質管理レビュー、協会の品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会の報告徴収、立入検査、また米国の公開会社監査監視審議会、PCAOBへ登録している我が国の監査事務所については米國審議会の品質管理レビューの対象となると、幾重もの品質管理レビューを受けており、過重な検査チェック体制下にあります。審査会の検査権限が現状以上に拡大強化されますと、各事務所は品質管理レビュー潰けとなってしまふことを危惧しております。

その意味において、政令により公認会計士・監査審査会の権限が拡大され、協会の報告を待たずに任意に監査事務所立入検査が行われることのないよう、強く要請したいと存じます。

協会は、現在品質管理レビュー体制を増強し、上場会社監査事務所登録制度を導入する等、自主規制により公認監査の信頼性確保に精力的に取り組んでおります。財務情報の信頼性の確保は、第一義的には会計監査のプロフェッションである協会の自主規制が中心になって遂行され、行政は自主規制の不足する面を補充するという間接規制が本来の在り方であると考えております。行政当局におかれましては、公認会計士業界の自主規制を充実強化する方向で公認会計士法の改正案が適用されることをお願いいたします。

バブル経済崩壊後、企業のビジネスリスクが拡

大し、これに対応して監査リスクが高まってまいりましたが、こうした監査をめぐる著しい環境変化に公認会計士監査が必ずしも適応できなかったことを反省しております。しかし、財務情報の信頼性確保は、公認会計士の努力のみで達成できるものではありませんので、協会はずべての関係者に対して総合的措置を講じていただきたいとお願ひしてまいりました。

昨年六月に成立いたしました金融商品取引法により、内部統制報告書や経営者確認書が導入され、財務諸表の作成者である経営者の責任体制の強化が図られることになりました。また、ここ数年、複雑化してきた企業活動に対応し、会計基準や監査基準も整備されつつあります。協会も倫理規則の整備や品質管理レビュー体制の強化充実等の自主規制施策に取り組んでおります。

その意味で、財務報告の信頼性を確保する総合的な基盤が整備されつつあり、関係者の御努力と御理解に深く感謝しているところであります。協会は、こうした基盤整備の上に立って、自主規制機能を発揮し、資本市場の信頼性確保に全力を投入する所存であります。

私の三年の会長任期は本年七月まで残すところあとわずかになりました。この三年間、いろいろな事件が発覚し、社会の批判や期待にこたえるため自主規制策の強化に全力を挙げて取り組んでまいりました。

私は、長年の監査業務の経験や国際会計士連盟等の経験を踏まえ、会計士監査の信頼性確保には、会計プロフェッションである公認会計士の自主規制にまず基盤を置かなければならないと確信しております。

今、公認会計士業界は、公認会計士の社会的使命を自覚し、自主規制を強化し、公認会計士監査の信頼性回復に最善の努力をしております。今後とも、引き続き公認会計士業界に対する支援、御鞭撻をお願いいたします。私の意見陳述とさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(家西悟君) ありがとうございます。次に、山浦参考人をお願いいたします。山浦参考人。

○参考人(山浦久司君) 御紹介いただきました明治大学の山浦でございます。

本日、公認会計士法改正案につきまして、当委員会で私の意見を述べてよいという機会をいただきました。誠にありがとうございます。

さて、私の意見の骨子につきましては、お手元のレジユメに述べております。また、本日申し上げたい改正案についてのポイントにつきましても、簡条書でありますけれども、書かせていただきました。順にそれらに従いまして、これより私の意見を述べていきたいと思います。

かがみ文にも書かせていただきましたけれども、公認会計士は、正に資本市場の番人として毅然たる姿勢で企業の財務諸表の適正性を判断することが求められております。その意味で、今般の公認会計士法の改正案は、公認会計士の身分的規律の枠組みを強めるとともに、監査業務にかかわる際の責任の在り方を国民の立場に立って一層明確にしたものと理解しております。

以下、金融審議会、公認会計士制度部会の議論に加わった者としての立場から、今回の法案について、幾つかの重要な点について意見を述べさせていただきます。

まず、第一条の二において、公認会計士が独立した立場において公正かつ誠実に業務を行うことを求められるとしている点につきまして、特に監査業務という観点からは大原則を規定したものと理解しております。また、監査業務がとかく密室の行為となり、それだけに、いったん監査人の判断に誤りがあったのではないかとという疑惑が生じますと、監査に対する信頼が一挙に崩れる結果となります。その結果が、株式市場の株価の下落とか日本国の市場に対する海外の投資家からの敬遠とか、いろんな問題となって現れてきますし、また世界的には、エンロン事件の後に発生したような世界的な同時株安と、こういった問題も出てくる

わけでございます。

したがって、独立性は監査人自身の公正な判断を担保するというだけでありませんで、外部利害関係者の監査に対する信頼のよりどころとなる、言わば環境整備規制といましようか、公認会計士が監査人として仕事をする上での大原則を規定したものと理解しております。

また、関連しまして、監査人が監査終了後に監査先企業に就職したりすることは、外部者の目からは公正性を損なった判断があったのではないかと見られますし、また実質的にそのような関係が予定されたりしますと、公正な判断にゆがみが生じる可能性もあります。さらに、監査人間の、例えば先輩、後輩の関係等で圧力が掛けられるおそれもあります。

そういった意味で、就職の制限規定をこの法案は設けておりますけれども、その法案の規制先が連結子会社等にまで広げられたということについては当然と考えている次第でございます。

恐らく、この独立性にもう一つかかわってくるのは、今、藤沼参考人からも最初に指摘があったんですけど、いわゆるインセンティブのねじれという問題かと存じます。これは、公認会計士法の改正マターというよりは、むしろ会社法とかその他の法との関連で検討されるべき問題だと思えますけれども、やはりこういった問題についても総合的に検討されるのがしかるべきかと存じます。

続きまして、監査法人の組織関連の規制について意見を申し上げます。

今般、有限責任制の監査法人を認めようとしているのでありますけれども、現実の監査法人の大規模化、これは社員相互の業務監視を不可能にしております。その結果、無限責任制それ自体がかなり非現実的なものとなっております。

ただ、一般の立場からいいますと、有限責任制が投資家への例えば賠償責任等の免罪符となつてはならないわけでありまして、一定の設立条件、例えば最低資本金とか供託金、損害保険の加入制

度とか、あるいは指定有限責任社員制、こういったものを併せて規定してこの有限責任制の弱点をサポートしようとしている、この仕組みについては我々評価をしております。

また、いったん有限責任制の監査法人を設立しても、ガバナンスの確立など一般の株式会社と同様の組織運営の在り方が求められるわけでありまして、これらは更に内閣府令等で細則を詰めていく必要があるのではないかと存じております。

また、公認会計士の非資格者を特定社員として監査法人に参加させることにつきましては、特に最近の監査業務における高度の専門的知識や技術を求められる現実をかんがみれば、自然の成り行きではないかと考えております。特に、法律関係あるいは高度情報処理技術、ITです、それとかファイナンス関係とか、あるいは国際税務等々、多様な人材、多様な知識あるいは技術を結集させて、それらを総合して監査業務を実施しなければならぬという現実を考えると、このような人材を集め、また監査法人の運営に参加させるメリットは大きいと考えております。

もちろん、監査業務が公認会計士のコアの業務であるということを考えますと、こういった特定社員の資本参加についての制限であるとか、あるいは業務に関する制限であるとか、あるいは登録審査等の一定の歯止め、こういったものは必要でしよう。もちろん、これらは更に内閣府令等で詰めていく必要がある点だと思っております。

続きまして、業務管理体制でありますけれども、監査法人がより現代的な組織に生まれ変わるためには、一流企業並みのコーポレートガバナンスの体制、リスクマネジメントを含めた内部統制の構築と運営、その上でのしっかりと品質管理システムの確立が求められるわけでありまして、その意味で、業務管理体制の充実をより強く求めることにしたのは歓迎されるところであります。特に有限責任制の導入との関連で申し上げますと、こうした内部管理体制の充実に関する改正提案は、監査法人の社会的責任の一環としても特筆

されるところであります。

その他としまして、一つだけ私見を申し上げます。す、実は、公認会計士法というのはこれまでかなり継ぎ足し継ぎ足しで規定の充実を図ってきたりします。監査法人関係の規定が第三十四条関係でまとめられているのでありますけれども、条文の構成が、例えば悪いのかも分かりませんが、条文も、古い旅館の増改築みたいな姿になっておりまして、是非とも次の改正では通し条文にして整理を図っていただきたい、こう思っている次第でございます。

続きまして、ローテーションの問題であります。

上場会社については、今、藤沼参考人から御紹介ありましたけれども、五年の執務期間、そして五年のインターバルという形に改正案は持つていくようにしているわけで、これが長い短いという点につきましては、私自身は実務家ではありませんが、定期的にフレッシュな視点で監査体制を組直すこと、これは監査の品質管理のために必要と考えております。

ただ、一点、このようなローテーションが現実的ではない小規模な監査事務所については実は悩ましい問題が残るのであります。事実上このローテーションというのは、大規模な監査法人、大規模とまで言わなくてもある程度の規模の整った監査法人でしか動かないということにつきましまして、例えば中小の監査事務所について、会計士協会が品質管理レビューやあるいは業務に関する審査のあつせんといったものでサポートするとともに、例えばローテーションが組めるような一定の規模にまで誘導するといったことも一つの方策かと思ひます。

いずれにしても、このローテーションや品質管理体制など、大手法人の管理強化と比べて小規模な監査事務所が見劣りすることも事実でありまして、この点、今後の制度改革の課題となるのではないかと私自身は思っております。

続きまして、説明書類の縦覧と外部監査の問題であります。

監査法人に与えられた監査業務の独占的権限の付与の見返りとして社会に対して説明責任を果たすということは、監査法人の責任の一つと理解しております。また、今般、有限責任制が導入されますと、一般の株式会社と同じく法人内容の開示と、一定規模以上の法人については計算書類の外部監査が求められるのも、これも当然ではないかと思っております。現実問題として、大手の監査法人の組織規模は、かなり大きな企業と、株式会社の組織と大差ないぐらいの業務内容を持つておるわけでありまして、そういった観点からやはり開示責任というのはもつと強化されていくべきではないかと思っております。

ただ、一般の株式会社と異なりまして、取引の相手とかあるいは外部利害関係者の範囲とか種類、それから利害関係の中身も違いますので、開示内容については今後府令で詰められるべきものと考えております。

続きまして、行政処分等の多様化、それから課徴金の問題でありますけれども、これについても先ほど藤沼参考人から御指摘ありました。現在の法律では、戒告、登録抹消、あるいは業務停止、解散命令、こういったものがありますけれども、やはり今般の旧中央青山監査法人の処分に見られますように、なかなか大手の法人についてはこの行政処分の体系では思い切った手を打ちようとすることもあり得るのかと思ひます。そういった意味では、もう少しシームレスに行政処分等の体系を組み立てるといった意味で、業務改善命令を間に加える、そしてさらに経済的な制裁として課徴金制度を入れるということにつきましては、自然の成り行きではないかと思っております。

これに関連しまして、課徴金の金額について、これについては、これが多いとか少ないとか、そういったことを私自身は特別な見解を持つていないわけではございませんけれども、今後、この課徴金制度の実際の運営状況を見まして更に検討を加え

られる余地があるのではないかと感じております。

それから、公認会計士制度部会で刑事罰の問題が取り上げられました。

部会では賛否両論がありまして、今回の改正法案にはこの刑事罰は盛り込まれておりません。少なくとも、刑事罰がなくとも実際に大手の監査法人が自主解散まで行ったという、こういった例もあることからすれば、慎重論ということは今時点では正解ではなかったかと思えます。

ただ、これについても、やはり今後の実際の監査をめぐるいろんな事例等がかんがみまして、先々また検討を要することになるのではないかと感じております。

それから、最後でありますけれども、その他として二点挙げさせていただきたいと思っております。

一つについては、公認会計士・監査審査会の在り方でありまして、特に監査法人の監査業務に対する品質管理の会計士協会によるレビューに対するモニタリングという位置付けであります。

この監査業務の社会的な位置付け、影響度、品質管理に失敗した場合の経済的な影響度、そういったものを考えますと、この審査会の権限の範囲についても、単にモニタリングだけでなく、それを超えて直接の立入検査とか、そういったことまで入っていくのも一つ方向性としてあり得るのかなと思っております。ただ、やはりそれにも増して、日本公認会計士協会の自主規制と合わせて、監査業務に対する間接的な監視機能の向上、これがやはり将来的には必要とされる点ではないかと思っております。

最後でありますけれども、私自身、会計大学院の運営に携わっている者の立場から一言お願いを申し上げたいのは、ますます今後、公認会計士のスキル向上と数の増大が望まれるわけでありまして、今回の会計士法の改正案には試験制度等は入っておりません。この点、今後の試験制度

改正の折に是非とも会計大学院の教育体制、これを一層活用する方向で御検討いただけたらと思っております。

以上、私見でありますけれども、法案についての意見を申し上げさせていただきました。

○委員長(家西悟君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中川雅治君 藤沼参考人、山浦参考人、大塚貴重な御意見を拝聴いたしまして、今後の審議の参考になります。どうもありがとうございます。

それでは、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

今回の公認会計士法の改正で残された課題の一つは、先ほどから両参考人のお話ございましたように、いわゆるインセンティブのねじれの問題の解消あるいは克服であるというふうに思えます。

昨年五月施行の会社法では、監査報酬などをめぐり、監査役に新たに取締役の提案への同意権を与えたわけでありまして、提案権と同意権を入れ替え、監査役権限を強化すべきだとの声は少なくありません。このようになれば監査人が監査役の負託にしっかりと応えることができるようになり、私もこうした形が望ましいというふうに思っております。

先ほど本会議で民主党の尾立委員から、この点、法務大臣の方に質問がありました。本日の長勢法務大臣の参議院本会議での答弁では、昨年施行の会社法によってどうなるのか、ちよつと様子を見てそれから判断するというようなことでございまして、一刻も早く会社法の改正をするんだと、こういうような状況ではないというふうに受け取ったわけでありまして。

このせつかくの機会でございますので、両参考人に、これはやはり会社法の問題だというふうに私は思うわけでございますが、その点をもう一度

確認していただきたいということ、一刻も早く改正すべきである、というふうな主張されるのかどうか、この委員会の中で明確に御見解を出していただけたらどうかというふうに思っています。

○参考人(藤沼典起君) どうもありがとうございます。

私も監査人にとって、独立性というのは業務を執行する上でバックボーンになるものだと思います。企業が財務諸表を作成すると、それを公平な第三者の立場として、独立した会計専門家がその財務諸表のユーザの利益を考えて、基本的に独立の立場で監査証明を行う。したがって、監査人は企業のお抱え会計士ではないわけでございます。その辺のところが原則をきちっと維持することが大事なのではないかというふうに思っております。

今回、会社法の関係で、企業のガバナンスに係ることだからこれは会社法の世界だということなんでしょうけれども、やはり監査という立場からはこの問題を避けて通ることはできないのではないかとこのように思っております。監査を、仕事を上で会社の経営者と財務諸表の修正事項を議論して、これを認める認めないという議論をした後に監査人の選任の問題だとか監査報酬の決定の議論、これを経営者でやると、これ完全にやはりインセンティブのねじれがあるというふうに思っております。

思っております。これは資本市場がますます重要になるこの日本の中で、このインセンティブのねじれは緊急に解決していただきたいというふうに私は思っています。

それと、あと監査役でございますけれども、一般論で言えば、監査役の人選というものは、企業の全体的な人事の中で決められているということがありまして、監査役の適格性といえますか経営者からの独立性の問題、あるいは専門性の問題、強いと言えはその監査役をサポートするスタッフの充実度の問題、こういうものも一緒に解決していただかないと、本当の意味でのガバナンス強

化、会計監査の充実というところに向かわないのではないかとこのように思っています。

○参考人(山浦久司君) 基本的には藤沼参考人と同じ意見であります。

特に、日本の企業のコーポレートガバナンスを考えますと、本来、株式会社というのは株主の所有物でありまして、株主が基本的な方針、経営方針等々、それから人事も含めて決定すると。そのために株主総会があるんですけども、長い慣行の中で株主総会が事実上形骸化しているという指摘も多々なされます。

そういった中で、このインセンティブなねじれを克服するために、監査役の独立性を更に強化する、実はそこまで行ってもなおまだ問題が残るといふのは、やはり今、藤沼参考人の方で御指摘があったように、監査役の選任そのものについてまた経営者からのいわゆる独立した立場の選任が保たれるかどうか、そういった意味でやっぱり非常に悩ましいというのか、辛づる式にいろんなところに波及していく問題であります。

当面の解決策として、一步一步という意味では、監査役の報酬を含めた監査役と直接の交渉、そして監査役からの提案権まで、まずそれが一つ、第一歩かな。それで完全に解決するといふふうには私理解しております。

○中川雅治君 ありがとうございます。

次に、監査の充実を図り、監査に対する投資家等の信頼を向上させるためには、違反行為や不適切な監査が行われた場合には制裁といえますか行政処分をしまして、同時に損害賠償を含めて責任の追及をしつかりしていかなければならないというふうに私も思うわけでありまして。しかしながら、一方で、公認会計士や監査法人が負う責任とあるいはリスクといえますか、これが余りにも過酷というか膨大なものになる場合には、公認会計士という職業自体が敬遠されてしまうといふことにもなりかねないというふうに思うわけで

あります。

今回の改正で課徴金制度が創設されるわけですが、運用で課徴金制度が余りにも厳しいものになったり、あるいはあいまいな運用になってどういうふうになるのか分からないというようなことになりまうと、これは非常にリスクが大きい職業ということになりますし、またこれから訴訟で、公認会計士や監査法人に莫大な損害賠償額が裁判で確定していく、こういうことも予想されるわけなんです。それがもう余りにも莫大で、もう到底支払能力を超えるようなそういう額になるというふうな、リスクが非常に高いという職業だということになりますと、角を矯めて牛を殺すといいますが、そういう結果にもなりかねないと思うわけでありまう。

よく、産婦人科のお医者さんが訴訟リスクが高いということで敬遠されて、今、産科のお医者さんが不足をしているというふうなことが社会問題になっているわけですが、そんなようなことが公認会計士の世界にも起こってくるということになると、私はこれもまた問題だということに思わなければならない。

この点についての日本公認会計士協会としての御見解といいますか、あるいは藤沼参考人としての御意見があればお伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(藤沼重起君) 今、監査の現場では、特に現場を預かる若手の会計士、かなり夜遅くまで、十一時、十二時ごろまで仕事をして、特に監査調書の整理とか、文書化に非常に追われておりまして、そういうようなことでかなり長時間労働ということが言われております。

実は会計士協会は、こういうような若手の会計士、特に職場離れが起こっているという話があるものですから、これは、公認会計士協会の会長とあつての監査法人の理事長が共同声明という形で、いわゆる監査の担い手である会計士の職場離れが起きないようにということを訴えたということがありまして、その原因を探ってみますと、

一つはやっぱり全体的な面ではやはりこのごろ粉飾事例等が非常に多かつたというふうなことで、みずす監査法人の自主的な解散というふうなこともある。そういう中で公認会計士の監査、役割は非常に重要だということとは分かつているんですけども、それと見合いの報酬があるかどうかとか、そういうような問題、要するにリスクと自分たちの業務から得られる報酬とを考えると、結構若手の一部にはある程度悲観的な感じになっている人たちがいるというところは事実でございます。

ただ、今回の改正案の中で良い点は、有限責任制が導入されるといふ改正案になっておりまして、これについては、従来までは無限連帯責任という、ほかの諸国ではないような制度が残つていたという、これが有限責任になるということ、監査法人の社員で業務に直接関係ないんだけれどもそれに巻き込まれてしまつてというリスクがなくなつたという面では、これはいい方なことではないかなと。

課徴金のことは、これは有限責任との引換えみたいなところがあるとは思ひますが、これは運用方法を公平に運用していただくという程度ではないかと思ひます。この課徴金はある程度必要ではないかというふうには感じておりますけれども、といひますのは、刑事罰の適用とかあるいは業務のいわゆる停止ということになりますと企業を巻き込んでいろいろ社会的な混乱が大きくなるものですから、そういう面では、課徴金というものは監査法人だけということになりますので、もちろん企業にも課徴金が科されると思ひますけれども、そういう面である程度限定されるということではないと思ひます。

課徴金が悪意の場合一・五というところで、通常は悪意で虚偽記載に荷担するといひのは非常に例外的なケースだと思ひますので。ただ、過失でもって監査上の問題を発見できなかったというふうな場合に課徴金を科すという場合に、課徴金の今のつくりが、単独でも課徴金を出す場合もあるし、あるいはほかの行政罰と重複しても出せるという形になっておりますので、例えば戒告ぐらいな比較的軽微な過失の問題でも課徴金が科されてしまつてしまうような運用をされまうと、特に中堅とか中小の事務所は、逆にそれにおびえてしまつて監査をしない方がいんじやないかと。というのは、監査報酬というのは基本的に人件費ですから、自分がそれでもって生活しているだけの話でございますので、それが持つていかれるというところは生活できなくなつてしまつていくようなところがありまして、これはルールを、量刑のルールを明確にしたいといひたい、公正に運用したいといひたいというふうな思ひでおります。

あと、損害賠償なんでもすけれども、これは海外では損害賠償は非常に多くて、欧米の特に監査訴訟が多いところについては、全体報酬の一八%ぐらいがリーガル関係のコストであると、こういうふうな言われてるわけなんです。これは弁護士費用とかいろんなコストも入つた上で、売上高の一八%ぐらいがリーガルコストであるという。

そういうところにまだ日本は行つておりませんけれども、現在、公認会計士協会が中心となつて行つております職業損害賠償保険、これはこの二、三年ずっと赤字続きでございまして、保険料が上つていかなうてはいけないというふうなことになるておつておつて、そういう面では、将来的には、イギリスとかオーストラリアの議論にあるように、キャップ制の問題だとか分割責任制度とか、そういうようなことを議論しなくてはいいなということが出てくるかも分らないということ、これについてはやはり会計士の後進育成という観点からも将来の検討課題であるのではないかと、そういうふうな思ひでおります。

以上でございます。

○中川雅治君 ありがとうございます。以上で終わります。

○尾立源幸君 民主党・新緑風会の尾立源幸でございます。今日は藤沼会長、山浦参考人、どうもありがとうございます。

私の方から、インセンティブのねじれということではもう大分お話し出ておりますし、今日、本会議でも質問させていただいたので、若干そこは飛ばしますが、一番やはりこの部分が根本的に解決されない限り、なかなか企業の粉飾決算というのの本当の意味でなくなつていかないんじやないかなと、こういう思ひを持っておりますことをまずお伝えをしたいと思います。

それと、もう一点、この資本市場の、山浦先生、番人とおつしやつたわけですが、当然この企業と監査人との間にも監査市場というマーケットがあるのが私は健全だと思つておつておつて、企業の成長とともにそれにふさわしい監査法人が選ばれるといひますが、お願いできると、こういうのが健全ではないのかなと、こう思つておつておつて。

そういう意味で、これまで四大監査法人が上場企業の八割近くを占めておる、いわゆる寡占状態になつておつたわけなんですけれども、これを何とか、やはり企業のライフステージといひますか、成長に合つた形で監査法人がパートナーとして組んでいけるような、こういうのが大事ということでございます。

そこで、今回の会計士法の改正の中にはちょっとその視点が欠落しているのではないかと。つまり、金融庁の方ともお話ししておりますが、もうこの寡占化の流れといひるのは世界的な潮流で食い止めようがないんだぐらいのことをおつしやるわけなんです。私はそうじやないと思ひます。一歩進んだ世界の流れは、やはり寡占化していくとどうしても監査の継続性という意味で問題が出てくるので、やはり中小監査法人もつかり育てていくというの大きな流れになつていっていると思ひますけれども、そのためにどうすればいいのか、どういう具体的な対応があるのかと。

先ほど、ローテーションなんかで若干中小監査法人への配慮が必要だみたいなお話しもございましたけれども、両参考人にこれから我々がそういう点で考慮していくべき中小監査法人育成の方策、具体例を御提示いただければと思ひます。

これがあらた監査法人が新たにできまして、そういう面では百億とかそれぐらいの事務所が一つできたわけですけれども、それと、あと中堅の事務所が合併をいたしてもう少し大きくなったという程度で、この中堅の事務所の受皿がないという状況があります。これは深刻な問題でございまして、せめて五十億ぐらい、できれば百億ぐらいの事務所が四、五個あれば、監査法人の大手が何か問題があったときにも受皿になれるということだと思ふんですね。そういう面で、中小の事務所
の育成が非常に重要ではないかというふうに思っております。

そういう面で、大手が本来注力しなくてはいけない、公開会社でしかも大規模、できれば国際的な事業を営んでいる会社、こういうようなところをメインにやって、むしろ中小に、国内の事業で中小の事務所でも担当ができるというような業務

あと、中小事務所はやっぱり人手とか人材不足なところがありますので、業務をきっちと監査していく上で、やっていく上でやっぱり足りないところ、あるいは協会としていろいろ支援しないといけないことが出てくると思いますので、公認会計士協会としては、中小事務所等施策調査会というものをつくりまして、中小事業向けのいろんな監査ツールを作ってやるとか、そういうような施策を一方やっております、中小事務所が監査の品質管理のレベルアップができるようなことを今一生懸命やって、中小事務所の強化を図りたいというふうに思っております。

以上でございます。

と申しますのは、我が国では外部監査というのは、最初は証券取引法監査ということで上場会社クラス、やっぱり大きな会社です。それから、その次に入ったのが商法の会計監査人監査と、やっぱりこれも大会社ということで大きな会社。そういう大会社を監査するというのが我が国の監査制度の仕組みの根本にあったために、どうしても組

ただ今後もっと市場化が進む、それから公認会計士の監査がもっといろんな各方面に浸透していくと、単にこれはもう制度だけじゃなくて任意の監査としてもいろんな分野に入っていくと。となりますと、この今の監査法人の体制はもっと専門分野に分かれていって、もちはもち屋といましようか、例えばＩＴに強い監査人が集まった監査法人があるとか、あるいは起業、つまり会社を起こす段階での、そういうところへのアドバイスに優れた、そういうった視点を持ち、非常に強くサポートするような能力に優れた監査人が集まっているとか、いろんな意味での分野別の専門家が入ってくると思うんですね。

少なくとも、今、藤沼参考人が指摘された、大手の法人がかなりの部分の監査業務を担っているという現実、個人的な見解ですけれども、先ほど申しました、これは制度的な背景をベースにしている。ただ、今後、我が国の監査の広まりの方向次第では、中小の事務所の方にむしろいろんなタイプの事務所ができてくる可能性があると思っております。

むしろ、その中で監査の品質を含めたしつかりした監査体制を求めているわけでありますので、それはどの程度の規模が適正なのかというのは、実はこれまだ検証されていないんですね。ただ、少なくとも小さなお店では今求められているような監査の品質を保つというのはなかなか難しいと思うんです。ですから、先ほど私、冒頭の参考

○尾立源幸君　ありがとうございます。

それで、あとそれぞれに一問ずつお聞きしたいんですが、藤沼会長には、実はインセンティブを、ねじれもそうなんです、いつも会社法をどうこうという話が出てきて、会社法の改正がなされない限り望ましいガバナンスがでないと、こういうことになっているわけなんですけれども、公開会社と未公開会社では随分要請されるクオリティーというか、ガバナンスの質を含めて違うという前提で、我々、今、公開会社法というものをいつそのこと準備した方がいいんじゃないかと、まだその中身はここで御提示するというわけではないんですけれども、そういった考え方が必要なの時期に来ているんじゃないかなと思っておるんですけれども、会長の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(藤沼亞起君) これは私の個人的な意見でございますけれども、やはり海外では公開会社、パブリック・インタレスト・カンパニーと、アメリカなんかはそういうふうに言っているわけですけれども、株主等、やっぱりステークホルダーが多い上場会社とそれ以外の会社というのはやはり分けて考えるべきだという考え方があると思うんですね。

そういう面で、今回の公認会計士法の改正の議論の中で、金融審議会の中でも、やはりインセンティブのねじれは公認会計士法の中で解決することができればということで、これは皆さんいろいろと努力したわけなんですけれども、やはり会社法という、いわゆる法人の組織形態を扱う法律があるわけですからこちらの方ということで、何

か政府の法律の中で非常に、きちつと法律案を作るといふ段階でやつぱりこれは法務省管轄、こっちは金融庁管轄と、こういうようなところが若干いろいろジレンマがありました。

そういう面で、私は尾立議員のおっしゃるように、個人的な意見でございますけれども、公開会社法というものがあって、そこで法人のガバナンス等を議論するというのは必要なことではないのではないかというふうに思っております。

○尾立源幸君 ありがとうございます

最後に、山浦参考人に。たくさんの生徒さんと

いうが学生さんを教養にいらつしやると思うんですけれども、若い人たちが意欲を持つてこの業界に入つてこないような状況はよろしくないわけでございます。是非動機付けをしていただきたいと思ひますが、その中で、公認会計士試験制度の話を少しさせていただきますと、十五年の改正で、試験制度が大胆に変わりまして、一般教養といひますか、以前は大学教養程度というふうな縛りがあつたと思うんですけれども、今はそれが外れたという点で、それで果たして本当に間口が広がつたのかということ。私は、逆に爰に試験ばかりできる人が、特訓をして試験には受かるるけれども、一般常識なり教養がない人がこの業界界に入つてくるのは私はそれは良くないことだとだと思つておりまして、その辺の御心配がないのかと。いうことと、もう一つ、今、法科大学院、弁護士になるためにはこれはもう義務付けられるようになりますが、会計大学院はそういう位置付けではございません。この問題点というか、この制度ができてお感じになつてゐる部分があつたら教えていただきたいと思います。

○参考人（山浦久司君） ありがとうございます。

まず 今日、会計士が監査業務をコアとしますと、監査業務を実施するためには実にいろんな教育の背景が必要なんです。その教育背景につきましては、やはり大学の教育というのは私はもう捨て難いし、是非とも必要だと思っております。また、そうでなければ、恐らく高度に発達した企

業を、それを独立の立場から、また倫理観を持って監査を実施するというのはまず無理ではないかと。そういった意味では、やはり大学教育の大事さというのは是非とも試験制度の中にも反映させてもらいたいと思っています。

それから、実は今、公認会計士の試験のレベルなんですけれども、従来、大学卒業、学部卒業ですね、その程度ということであつたんですけれども、現実問題として、今出されている出題の内容は、これは大学の学部じゃ無理なんです、教えるのが。

例えば、一つの例を取りますと、財務会計の基準だけを取りましても、専門学部の例えば二年間ぐらいではとても教え切れません。結局、現実の試験のレベルが大学卒業プラスアルファというのが実際でありまして、そのプラスアルファの部分を今まで専門学校が担っている、と、教育をですすね。そして、反復訓練しながら受験生が合格を目指すしていくという。で、大体平均しますと一年から一年半ぐらいを余分に勉強しているわけです。

その部分を会計大学院はもつと体系的な、しかも、こういう高度の専門職業人に必要な教育内容を教える。例えば、一つの例ですけども、英文の財務諸表を書ける、読める、そして英文でもって例えばコミュニケーションとか、そういったものができる、海外の投資家とですね。そういったときにメッセージを送ることができる、そういったことを要するに保証しようとするような試験制度じゃないわけですね。

ですから、実際は今、一つの例なんですが、例えばＩＴ関係とか今の法務関係とかファイナンス関係とか、もういろんな高度の知識なりスキルななりが必要の中で、今のこの試験制度の在り方というののはやはりそれを担保するようなものになつてない。それを担保しようとするのが会計大学院でありまして、できるだけ会計大学院レベルまでの能力を備えた人がこういった専門職業人として育つていくということがやっぱり必要ではないかかと思つています。

最後になるんですけど、私どもの学生だけを見ましても、決して会計士になることを嫌がつておりませんし、むしろ希望を持って勉強に励もうとしております。これは、会計士という仕事の役割としておりましょ。うか、重要性を学生自身がよく分かつておりまして、今の反面教師といましょ。うか、こういった事件が起きれば起きるほど会計士の仕事って大事なんだということを理解しておりますので、そのリスクというか、報酬に見合つたもののが確保できれば、もつと学生は希望を持って入つていけないかと思いま

○尾立源幸君 ありがとうございます。

民主党・新緑風会の峰崎でございます。

今日は両参考人、本当に貴重な時間、ありがとうございました。短い時間でございますけれども、何点が質問させていただきたいと思います。

最初に、昨年六月三十日に、公認会計士・監査審査会ですか、新しい組織できて、四大監査法人の品質管理についてその結果が報告されたわけで

ありまして、その中身は非常に私たちにとつて
ショッピングなもので、四大監査法人について
もうすべてが今の社会の求めている良好な品

質基準を満たす監査法人はただの一つもないと、
 こういう非常に厳しい結果でございました。

四大監査法人がそういうことであるとすると、中小監査法人も含めて、本当にこの現状を率直に申し上げて、両参考人、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○参考人(藤沼亜起君) 昨年の六月末に四大法人

の検査結果が公表されました。特に、検査結果で焦点が当てられたのは、四大事務所の業務運営体制が問題であるということで幾つかの指摘を受けたわけですが、

監査法人側にも、業務運営体制という面ではやはり監査法人という、法人という名前が付いていますから、企業と同じようにやはり大小の、一般的には理事長というようなことまで言ってい

るわけで、トップがいて、その下にきちつと組織立った業務運営・管理体制が整えられていると、こういうことであるべきだったんですけれども、やはり監査法人の歴史で、合併というもので大きくなってきたという歴史がある。と同時に、地方事務所も、地方事務所を監査法人に参加してもらとうと、そういう形で事務所がどんどん大きくなっていった。こういうような途中経過があつて、必ずしも全国一律の業務管理体制になつていないというような部分があつて、東京は東京、大阪は大阪だとかという形でばらばらみたいなところがあつたということは事実でございます。

そういう面で、今回業務改善指示が金融庁から出しましたので、それに合わせて各事務所も業務管理体制を一本化した形できちっとしたものにしようというところで改善策、昨年から一山掛けによっておりまして、その改善の状況を金融庁にも最近報告したという話を聞いておりますので、そういう面では、厳しい指摘であったと思いますけれども、業務体制の改善のための大きなかじ取りができたということで、今かなりそういう点では進歩が、改善が図られているのではないかとこのように思います。

○参考人(山浦久司君) 御指摘の点につきまして
は、二つの面を考える必要があると思うんです。
一つは、品質管理基準そのものが生まれて間が
ないということですね。なかなかこの考え方なり
この仕組みなりを監査法人が導入するためにはま
だもう少し時間が必要だったのかなと思っております。
したがって、昨年の段階では二年目ま
で行かない状況で、やはり無理ないなという気が
最初の報告書を見まして感じた次第です。

それからもう一点は、監査法人の性格なんですけれども、今、藤沼参考人が御指摘もありましたけれども、今の監査法人というのは、ある意味けれど、個人の士業の方々の集まりなんです。ましてや、さらに無限責任制で、さらに合併に次ぐ合併を続けて今日のような形になってきたという意

味では、ある意味では一匹オオカミ的な方々が集まっていたらという点も確かなんです、特にトップクラスの監査人の方々はですね。そうしますと、一つのセクションでもって一國一城という形で、なかなか組織横断的あるいは体系的に品質管理のための改編というか改組をすることが難しいというのが現実なんです。ですから、そういった意味では公認会計士・監査審査会のあいう報告が出たのは正にいい機会というか、あれが突破口になりました品質管理の改革を進めていければ、それは良かったなと思います。

○峰崎直樹君　むしろ藤沼参考人からそういう話が聞けるかなと思ったら、むしろ山浦参考人の方からお聞きできて、つまり、今の公認会計士業界の構造的な問題点というのは、どうもそういう独立独歩の会計士さんを中心にして、それも寄せ集めと。一部トーマツという監査法人の東京はそうでないんだというふうにある本でちょっと読んだことがございますけれども。そういう意味で、そこが直らないと、あるいはそこにメスが入らないと、この品質管理基準というのも直っていかないんじゃないかなという思いをちょっとしてたんで、今の山浦参考人のお話聞いていてなるほどなと思ったんですが、藤沼参考人、今の指摘についてはどのように考えておられますでしょうか。

○参考人(藤沼重起君)　山浦参考人のお話のとおり部分があると思います。そういう面で、これは弁護士事務所、弁護士法人もそうなんですけれども、やっぱりプロフェッショナルですから、当初の形はそれぞれが仕事をもち寄って監査法人をつくったという経緯があります。だから、それが部門別に一塊のグループができるとか、地方事務所は地方事務所できるといふような、そういう歴史を抱えているということが事実でございます。

ただ、昨年の末の時点でいろいろ厳しい御指摘を受けました。ただ、監査事務所の品質管理という基準というものが、山浦参考人のお話で明らかになりましたように、比較的最近の基準でございます。

まして、事務所がそれを基本的に事務所の中の組織体制に入っていくという、そこら辺の時間の問題があったのかなというふうに思っております。それがやっぱり、東京と先ほど大阪と言いましたが、大阪とは違ふとか広島とは違ふとか、そういうようなところもありまして、それは昨年の検査報告が出た、それをベースに各事務所、大胆な見直しを今進めているところだと思っております。これはそれなりに対応できるのではないかといいふうに思っております。

○峰崎直樹君　そうすると、そういう現状で、今改革途上だと。とすれば、ちょうどアメリカのサーベインズ・オックスレー法が終わった後に、アメリカはPCAOBですが、それをつくって体制を強化していますよね。見ると、日本の公認会計士・監査審査会の体制は、検査官が大体四十名前後だと。一方で、アメリカの方はこれまたけたが違つて数百名と。

だから、そういう意味でいうと、日本のいわゆるこれまで大蔵省の護送船団行政の下で進んできた監査、まあ残高証明を取るようなものなどというぐらいいかに思われていなかった、ちょっとそれは言い過ぎたかもしれませんが、そういう公認会計士業界をこれはやっぱり相当やはり厳しく、きちんとやはり監査、審査をしていくという体制の強化が求められているというふうに思うんですが、この点、両参考人、どう思われますでしょうか。

○参考人(藤沼重起君)　アメリカは、確かにエンロン、ワールドコム以降の後、企業改革法というものができまして、監査規制という問題では、PCAOBという組織ができたわけです。これは、もちろんこの監視委員会がかなりの数のいわゆる職員を擁して、その中に多くのCPAが、何百人というCPAがいるわけですね。

アメリカの場合には、日本と違ってこれは全世界にこれは網を掛けるということですから、何もアメリカだけの上場会社ではなくて、アメリカの資本市場で資金調達している会社の監査をしてい

る事務所は全部登録しなくては行けない。と同時に、アメリカの資金調達している会社の海外の子会社、その会社の監査をしている事務所もPCAOBのレビューの対象になるということで、スコープが物すごく広いんですね。だから、そういう面で、アメリカの場合には今、日本の事務所のレビューをやるかというような話、やっていると、CPAがいるとかということ、そういう面では大きく、いわゆる量と資金的な面でも人的な面でもかなり大きな組織になっていると。

日本は、御承知のように、アメリカみたいに会計士が三十五万人もいるということではありませぬので、日本は一万七千人のCPAと、あと六千人ぐらいの準会員でございますので、その中で、監査するところに仕事に欲しいのに監視される方にCPAをそんなに一杯やっていると監視する人がいなくなってしまうという、こういう問題がありますので、やっぱり対応方法は違ふよりしうがないんじゃないか。

では、いかに効率的にできるのかということとは、やはりそれは会計士業界の自主規制がまずきちつと機能して、それを効率的に監視するシステムが一番よろしいのではないかといいふうに我々は信じているわけでございます。そういう面で、協会の品質管理レビューをやった上で審査をする、問題があれば報告徴求なり立入検査をする、こういうシステムが一番効率的ではないのかと思ひまして、今そのような形で運営されているのではないかといいふうに思っております。

それとあと、自主規制の大事なことは、特に先ほど中小事務所のことについてお話ししましたけれども、やはり監査の現場に行つて、監査事務所訪問していろいろ問題を発見すると、中小事務所自身がどういふことをしたら業務改善できるのか、そのツールを協会が準備してやらないといけませんね。そういうふうにしなないと、やっぱり中小事務所の監査のレベルもアップしていかないですね。だから、そういう面で自主規制で

品質管理レビューして、それで問題点があればそれはもちろん指摘するわけですけども、それと同時に、放っておかないで、それに対応したサポートもしてやるというツールを作つてやると、こういうようなことで品質管理の向上につなげたといふふうに思っております。

以上でございます。

○参考人(山浦久司君)　まず、その公認会計士・監査審査会の検査部門の適正規模というのはどの程度かというのはいささかと判断しづらいんですけども、ただ絶対的な数からしますと、PCAOBの数に比べれば確かに少ないです。

それで、例えばイギリスであるとか、あるいは今般、EU全体での統合的な監視機構の組織が動き始めたんですけども、そこに属している各国の監視機構の検査員の数、そういったものと比較しまして、日本の審査会の検査員の数が少ないかという、必ずしもそうではないと思います。むしろ逆に言いますと、アメリカの方が突出しているなという気がします。

その上で、やっぱり審査会のレビューの対象というのは上場会社を監査する監査法人であると。その上場会社の数を比較しますと、やはり日本といふのはかなり大きな数になっておりまして、それを監査する監査人もたくさんいる。ただ、絶対数は確かに少ないんですけども、少なくともそういう上場会社の数は多いと。そういった意味では、今の体制で十分かという、もう少しあつてもいいんじゃないかなという気はします。ただ、それがじゃどの程度かというのは、私自身としてはちょっと判断付かないということでございます。

○峰崎直樹君　まだまだたくさん、監査難民の問題とかいろいろなこと聞きたいことがあるんで、特に藤沼参考人にはまた法案審議のときにも参考人として出ていただければ、恐縮なんです。今日最後に、多分質問の最後になると思うんですが、公認会計士協会がお調べになった監査報酬を調べ

てみますと、十億円未満の売上高の企業、要するに小さな企業というか、上場企業ですけれども、そのときに、単独決算の場合が三百八十四万円、連結で八百十九万ということで、十億円未満の売上高の企業はそういう金額と。で、一兆円を超すと、これは連結決算でございしますが、平均で九千五百五十一億五千万、一兆円を超えてないんですね。

藤沼参考人はたしか世界的な国際的な会計士協会の会長さんもやられていたんですが、この水準をずっと見て、今、最低のところと最高を見たんですけれども、どうも一兆円を超するような巨大なコングロマリットといいますが、国際的な企業は、これは言ってみると非常に、九千五百五十一万五千万と一億五千万と、さつき変なけたを言いましたけれども、一億円、監査料超えてないですね。これはべらぼうに安いんじゃないかなという気がするんですが、また、売上高が一億円未満も単独決算だけだと三百八十四万と、これ本当にこの監査でやっていけるのかなというふうに思うような監査なんです、この監査料の国際的なレベルから見た現状を見てどう思っているののか。

それと、昨今のいわゆる不祥事が起きてきている会社ですね、粉飾決算とかその他起きている会社を見ると、どうもいわゆる新興企業、いわゆるできたばかりでまだ売上げもそう大きくない、そういう企業と、やたらでかい国際的にも大きな巨大企業が粉飾決算を起している。どうもそれ、このいわゆる監査報酬の量と何か非常に相関関係があるんじゃないかなというふうに思えてならないことがあるんですが、藤沼参考人の御意見を伺って、私、終わりたいと思います。

○参考人(藤沼重起君) 監査報酬のレベルというのは、監査時間に時間当たりの、これチャージレートと言うんですけれども、単価を掛けたやつ、その合計で決まるわけじゃないですかけれども、監査時間についても単価についても、これはアメリカとの比較なんですけれども、両方ともかなり見劣りがするということは事実でござい

ます。

約八千億から一兆円の企業についての実績の比較を最近やってみたわけですが、時間については約二分の一、単価についても約二分の一というのが数字でございまして、そういう面では日本の方は安いということになっております。

ですから、私の方は、まず単価の方は横に置いて、やはり時間をきちんと増やさないといけないということ、これは私が会長に就任した三年前から国際比較のデータを外にお出しして、やっぱり時間を増やさなくてはならないと、こういうことを伝えていたわけですが、時間も増やすのも簡単ではないというところがあるわけですが、やはり時間、単価、もうそれぞれを上げていかないと、やはり国際的な資本市場をつくるというところを言っているわけではございませんので、やっぱりその重要なインフラである監査の水準もやっぱり国際レベルにしなくてはならないということを非常に実感しております。

あと、企業の不祥事が出るといものがあるわけですが、企業の不祥事というのは経済的理由が非常に多いと思うんですが、やっぱりバブルの崩壊の後、いわゆる不良な資産とか不良ないわゆる事業を引きずっていたところが、それをきちっと認識して損失を認識しなくてはならないというところになって、一応損失の繰延べをやっていたところがついにばれてしまったというようなケース、これは非常に古いパターンで、カネボウみたいなケースだと思っております。

一方、新興企業、これは、日本のバブルの崩壊後、やっぱり経済活性化のためにベンチャービジネスを育てなくちゃいけないということで、新興市場が出てきた。その場合の上場のルールが、比較的这个より大分上場のルールが甘かった。こういう会社は、どちらかというと内部管理体制だとか経営者のいわゆる信頼性とかそういうところに問題があつて、いわゆる上場のときに大金持

ちになったわけですが、株価が維持できない、業績が悪化する。そうすると、新興企業同士でお互いに売上げを付け合っているいわゆる粉飾決算を演出したというケースが幾つか出てきたわけですね。そういう面では、これから従来から監査を受けていないような会社がいきなり新興市場のマーケットに出てきたと、こういうようなところがあつて、この辺のところでは何点かが目立つようになった。

だから、新興市場全体がいけないということではなしに、そこにやっぱりどうしても目立つ会社が出てきたということではないのかなというふうに思っています。ですから、監査法人もその辺のところは今非常に厳しく、特に仲間内の取引というところは、監査人だまされるわけですね。ほかの企業と売上げを付け合っているわけでは、監査の確認書を出しても正しいという数字が返ってくるわけですから、お金も振り込んでくるわけですから。

そういう面ではなかなか手の込んだことをやるわけではございまして、その辺のところは、やっぱり内部統制の監査とかそういうことが進むにつれて更に精度は上がっていくのではないかとこのうに思っています。

以上でございします。

○峰崎直樹君 どうもありがとうございます。

○委員長(家西悟君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。参考人の方々に、長時間にわたり御出席をいただき、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

一、公認会計士法等の一部を改正する法律案
公認会計士法等の一部を改正する法律案
(公認会計士法の一部改正)

第一条 公認会計士法昭和二十三年法律第百三十一号の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 公認会計士試験等(第五条―第十六条)

第三章 公認会計士の登録(第十七条―第二十三条)

第四章 公認会計士の義務(第二十四条―第二十八条)

第五章 公認会計士の責任(第二十九条―第三十四条)

第五章の二 監査法人

第一節 通則(第三十四条の二―第三十四条の十)

第二節 社員(第三十四条の十一―第三十四条の十七)

第三節 業務(第三十四条の十八―第三十四条の二十四)

第四節 会計帳簿等(第三十四条の二十五―第三十四条の二十六)

第五節 法定脱退(第三十四条の二十七)

第六節 解散及び合併(第三十四条の二十八―第三十四条の三十)

第七節 処分等(第三十四条の三十一―第三十四条の三十三)

第八節 雑則(第三十四条の三十四―第三十四条の三十五)

第五章の三 有限責任監査法人の登録に関する特則(第三十四条の三十四―第三十四条の三十五)

第五章の四 外国監査法人等(第三十四条の三十五―第三十四条の三十九)

第五章の五 審判手続等(第三十四条の四十一
第三十四条の六十六)

第六章 公認会計士・監査審査会(第三十五
条―第四十二条)

第六章の二 日本公認会計士協会(第四十三
条―第四十六条の十四)

第七章 雑則(第四十七条―第四十九条の六)

第八章 罰則(第五十条―第五十五条の四)

附則

第一条の二中「努め、」の下に「独立した立場に
おいて」を加える。

第一条の三第一項中「この法律で」を「この法
律において」に、「ものをいう」を「もので内閣府
令で定めるものをいう。以下同じ」に改め、同条
第二項中「この法律で」を「この法律において」に
改め、同条第三項中「この法律で」を「この法律
において」に、「の定めるところにより、公認会
計士が共同して設立した」を「に基づき設立され
た」に改め、同条に次の四項を加える。

4 この法律において「有限責任監査法人」と
は、その社員の全部を有限責任社員とする定
款の定めのある監査法人をいう。

5 この法律において「無限責任監査法人」と
は、その社員の全部を無限責任社員とする定
款の定めのある監査法人をいう。

6 この法律において「特定社員」とは、監査法
人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会
計士(第十六条の二第五項に規定する外国公
認会計士をいう。)(以外の者をいう。

7 この法律において「外国監査法人等」とは、
第三十四条の三十五第一項の規定による届出
をした者をいう。

第二条第二項中「業務の外」を「業務のほか」に
改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め
る。

第四条第七号中「未だ」を「いまだ」に改め、同
条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に
次の二号を加える。

八 第三十四条の十の十七第二項の規定によ

り特定社員の登録の抹消の処分を受け、当
該処分の日から五年を経過しない者

九 第三十四条の十の十七第二項の規定によ
り、監査法人の第三十四条の五各号に掲げ
る業務を執行し、監査法人の意思決定に関
与し、又は補助者として監査法人の業務に
従事することの禁止の処分を受け、当該禁
止の期間を経過しない者

第十六条の二第六項中「第二十二條」の下に「
第二十四條」を、「外国公認会計士」の下に「つ
いて」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 公認会計士の登録

第十七条中「登録の下に」(以下この章におい
て単に「登録」という。)を加える。

第十九条第一項中「第十七条の」を削り、同条
第三項中「第十七条の」を削り、「第四十六條の
十一」に規定する資格審査会を「資格審査会(第
四十六條の十一に規定する資格審査会をいう。
第二十一條第二項、第三十四條の十の十一第二
項及び第三十四條の十の十四第二項において同
じ。)」に改める。

第二十条中「第十七条の規定により」を削る。

第二十二條中「この法律」を「この章」に改め
る。

第二十四條の三三「会計期間のすべて」を「会
計期間(当該連続する会計期間に準ずるものと
して内閣府令で定める会計期間にあつては、当
該会計期間。以下この項、第三十四條の十一の
三及び第三十四條の十一の四第一項において「連
続会計期間」という。)(のすべて」に改め、「(第二
条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務に
その社員として関与すること及びこれらに準ず
る業務として内閣府令で定めるものをいう。以
下この条及び第三十四條の十一の三において同
じ。)」を削り、「当該政令で定める連続する会計
期間」を「当該連続会計期間」に改め、同条に次
の二項を加える。

2 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第

十六項に規定する金融商品取引所をいう。以
下同じ。)(にその発行する有価証券を上場しよ
うとする者その他の政令で定める者(大会社
等を除く。)(の発行する当該有価証券が上場さ
れる日その他の政令で定める日の属する会計
期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定
める会計期間に係るその者の財務書類につい
て公認会計士が監査関連業務を行った場合に
は、その者を大会社等とみなして、前項の規
定を適用する。この場合において、同項中「公
認会計士」とあるのは、「次項の監査関連業
務を行った公認会計士」とする。

3 第一項(前項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。)(及び前項の監査関連業務と
は、第二条第一項の業務、監査法人の行う同
項の業務にその社員として関与すること及び
これらに準ずる業務として内閣府令で定める
ものをいう。

第二十七條中「同様」を「同様」に改める。

第二十八條の二中「間は、当該会社その他の
者」の下に「又はその連結会社等(当該会社その
他の者と連結して財務書類を作成するものとさ
れる者として内閣府令で定めるものをいう。以
下この条及び第三十四條の十一第一項第三号に
おいて同じ。)」を加え、同条ただし書中「その他
の者」の下に「又はその連結会社等」を加える。

第四章中第二十八條の三の次に次の一条を加
える。

(業務の状況に関する説明書類の縦覧等)
第二十八條の四 公認会計士は、年度(毎年四
月一日から翌年三月三十一日までをいい、大
会社等の財務書類については第二条第一項の業
務を行ったものに限る。)(ごとに、業務の状況
に関する事項として内閣府令で定めるものを
記載した説明書類を作成し、当該公認会計士
の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなけ
ればならない。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録を
もつて作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録を
もつて作成されているときは、公認会計士の
事務所において当該説明書類の内容である情
報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用す
る方法であつて内閣府令で定めるものをい
う。以下同じ。)(により不特定多数の者が提供
を受けることができる状態に置く措置として
内閣府令で定めるものをとることができる。
この場合においては、同項の説明書類を、同
項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供し
たものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定
する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その
他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、
内閣府令で定める。

第三十條第一項中「二年内の業務の停止又
は登録の抹消を」前条第二号又は第三号に掲
げる懲戒に改め、同条第二項中「戒告又は二年以
内の業務の停止を」前条第一号又は第二号に掲
げる懲戒に改める。

第三十一條中「とき」を「場合に」、「ときは」
を「場合には」に改め、同条に次の一項を加え
る。

2 公認会計士が、著しく不当と認められる業
務の運営を行った場合には、内閣総理大臣
は、第二十九條第一号又は第二号に掲げる懲
戒の処分をすることができる。

第三十一條の次に次の一条を加える。

(課徴金納付命令)
第三十一條の二 公認会計士が会社その他の者
の財務書類について証明をした場合におい
て、第三十條第一項又は第二項に規定する場
合に該当する事実があるときは、内閣総理大
臣は、第三十四條の四十から第三十四條の六
十二までに定める手続に従い、当該公認会計
士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納
付することを命じなければならない。

一 当該証明について第三十條第一項に規定

する場合に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額 二 当該証明について第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合 監査報酬相当額 2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対して、同項の課徴金を納付させることを命じることが出来る。 一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合(同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的小軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。) 二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合(同項の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。) 三 当該公認会計士に対して第二十九条第二号に掲げる処分をする場合(第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。) 四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合 3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。 4 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。	5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。 第三十二条の見出しを「(処分の手続)」に改め、同条第一項及び第三項中「前二条」を「第三十条又は第三十一条に規定する場合」に改め、同条第四項中「前二条」を「第三十条又は第三十一条」に、「戒告又は二年以内の業務の停止」を「第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒に改め、同条第五項中「前二条」を「第三十条又は第三十一条」に、「により前二条」を「により第三十条又は第三十一条に規定する場合」に、「認めた場合」を「認めたとき」に改める。 第三十三条第一項中「をして左の各号に掲げる」を「に次に掲げる」に改める。 第三十四条第二項ただし書中「がなされ、又は懲戒処分をしない旨の」を「若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による」に、「同項」を「前項」に改める。 第三十四条の二中「又は」を「若しくは」に改め、「違反したとき」の下に「又は公認会計士が行う第二項第一項の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるとき」を加える。 第三十四条の二の二第一項中「以下この章の下に「次章」を、「同じ」の下に「及び第三十四条の十の八の登録を受けた者」を加え、同条第二項中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加え、第五章の二中同条の前に次の節名を付する。 第一節 通則 第三十四条の三に次の一項を加える。 2 有限責任監査法人は、その名称中に社員の一部が有限責任社員であることを示す文字として内閣府令で定めるものを使用しなければならない。	第三十四条の四の見出しを「(社員)」に改め、同条第一項中「公認会計士の下に」又は第三十四条の十の八の登録を受けた者」を加え、同条第二項中「社員」とを「監査法人の社員」とに改め、同条第二号中「第三十四条の二十一の規定により」を「第三十四条の二十一第二項の規定により」に、「その社員を当該他の監査法人の社員」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 他の監査法人において、第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の次各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者 第三十四条の四に次の一項を加える。 3 監査法人の社員のうち公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。 第三十四条の七第一項中「公認会計士を「者」に改め、「五人以上」を削り、同項に後段として次のように加える。 この場合において、その社員になろうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。 第三十四条の七第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に関する事項」を「目的(有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る。及びその価額又は評価の標準)」に改め、同条を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。 五 社員の全部が無責任社員又は有限責任社員のみであるかの別 第三十四条の七に次の二項を加える。 4 無限責任監査法人を設立しようとする場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。	5 有限責任監査法人を設立しようとする場合には、第三項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。 第三十四条の十の二を次のように改める。 (業務の執行等) 第三十四条の十の二 監査法人の行う第二項第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。 2 監査法人の行う業務であつて第三十四条の五各号に掲げるものについては、監査法人のすべての社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。 3 前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。 4 第二項に規定するもののほか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。 第三十四条の十の二の前に次の節名を付する。 第二節 社員 第三十四条の十の三第一項及び第二項を次のように改める。 第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。 2 第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。
--	--	---	--

第三十四条の十の三第三項中「業務」の下に「(特定社員にあつては、第二条第一項の業務を除く。)」を加える。

第三十四条の十の四第一項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、「社員」の下に「(特定社員を除く。次項及び第六項において同じ。)」を加え、同条第二項中「次条」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第三項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第四項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に、「次条」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第五項及び第六項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改める。

第三十四条の十の九 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。
(登録拒否の事由)
第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。
一 公認会計士
二 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
三 この法律若しくは金融商品取引法第百九十七條から第百九十八條までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第百三十三條第一項(第三号に係る部分に限る。の罪、保険業法第百二十八條第一項(第三号に係る部分に限る。の罪、資産の流動化に関する法律第百八條第一項(第三号に係る部分に限る。の罪若しくは会社法第百六十七條第一項(第三号に係る部分に限る。の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの
四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの
五 破産者であつて復権を得ない者
六 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
七 第三十條又は第三十一條の規定により公認会計士の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者
八 第三十條又は第三十一條の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者
九 第三十四條の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者
十 第三十四條の十の十七第二項の規定によ

り、監査法人の第三十四條の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中に第三十四條の十の十四第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。の)の規定により特定社員の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者
十一 税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。
十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者
(登録の手続)
第三十四條の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。
3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。
(変更登録)
第三十四條の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。
(登録の抹消)
第三十四條の十の十四 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、登録を抹消しなければならない。
一 特定社員が監査法人の社員でなくなつたとき。
二 特定社員が死亡したとき。
三 特定社員が第三十四條の十の十各号に掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。
4 日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四條の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第一項第一号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

2 有限責任監査法人の社員でない者が自己を有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任監査法人の社員がその責任の限度を誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が登録を受けることができない者であると認めたときは、資格審査会の議決に基づいて登録を拒否しなければならない。

2 日本公認会計士協会は、前項第三号の規定により登録の抹消(第三十四條の十の十第十二号に掲げる者に該当する場合における登録の抹消に限る。次項において同じ。)をするときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。
3 第三十四條の十の十一第三項並びに第三十四條の十の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

3 有限責任監査法人の社員がその責任の限度を誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否された場合は、審査請求(登録を拒否された場合の審査請求)
第三十四條の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができ

4 日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四條の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第一項第一号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

第三十四条の十の八 特定社員となろうとする者は、特定社員の名簿(以下この節において「特定社員名簿」という。)に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録(以下この節(第三十四条の十の十七号及び第八号を除く。))において単に「登録」という。を受けなければならない。

第三十四條の十の八 特定社員となろうとする者は、特定社員の名簿(以下この節において「特定社員名簿」という。)に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録(以下この節(第三十四条の十の十七号及び第八号を除く。))において単に「登録」という。を受けなければならない。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出

(登録の細目)

第三十四条の十の十五 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、特定社員名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(秘密を守る義務)

第三十四条の十の十六 特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなつた後であっても、同様とする。

(特定社員に対する処分)

第三十四条の十の十七 特定社員に対する処分は、次の三種とする。

一 戒告

二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの二年以内の禁止

三 登録の抹消

2 特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をすることができ、

3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。

第三十四条の十の五第一項中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第五項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第六項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第七項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第八項中「監査法人の債務」を「無限責任監査法人の債務又は特定証明に關し負担することとなつた有限責任監査法人の債務」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7 有限責任監査法人の社員は、その出資の価額(既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。)を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

8 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合(同条第五項又は第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第十項において同じ。)において、特定証明に關して負担することとなつた有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、指定有限責任社員(指定有限責任社員であつた者を含む。以下この条において同じ。)が、連帯してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した指定有限責任社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合、この限りでない。

9 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、特定証明に關し生じた債権に基づく有限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定有限責任社員が、有限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

10 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず特定証明に係る業務に關与したときは、当該社員は、その關与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定有限責任社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。有限責任監査法人を脱退した後、同様とする。

第三十四条の十の五を第三十四条の十の六とする。

第三十四条の十の四の次に次の一条を加える。

(指定有限責任社員)

第三十四条の十の五 有限責任監査法人は、当該有限責任監査法人の行うすべての証明について、各証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員(特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。)を指定しなければならない。

2 前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び次条において「特定証明」という。)については、指定を受けた社員(以下この条及び次条において「指定有限責任社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 特定証明については、第三十四条の十の三の規定にかかわらず、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表する。

4 有限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者に対し、その旨を書面その他の内閣府令で定める方法により通知しなければならない。

5 第一項の規定による指定がされない証明があつたときは、当該証明については、全社員を指定したものとみなす。

6 特定証明について、当該証明に係る業務の終了前に指定有限責任社員が欠けたときは、有限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

第三十四条の十一 第一項第三号中「当該会社その他の者」の下に又はその連結会社等を加え、同条の前に次の節名を付する。

第三節 業務

第三十四条の十一の二を次のように改める。

第三十四条の十一の二 監査法人は、当該監査法人又は当該監査法人が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定めると関係する法人その他の団体が、大会社等から第二項第二項の業務(財務書類の調製に

関する業務その他の内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。)により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

2 監査法人は、その社員が大会社等から第二項第二項の業務により、継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

第三十四条の十一の三「連続する会計期間」を「連続会計期間」に、「監査関連業務を行つた」を「当該社員が監査関連業務(第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下この条から第三十四条の十一の五までにおいて同じ。)を行つた」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(大規模監査法人の業務の制限の特例)

第三十四条の十一の四 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者(以下この項において「上場有価証券発行者等」という。)の財務書類について第二項第一項の業務を行う場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者(以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。)が上場有価証券発行者等の五

会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。

2 前項(次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の大規模監査法人とは、その規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

(新規上場企業等に係る業務の制限)

第三十四条の十一の五 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者(大会社等を除く。)の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について監査法人が監査関連業務を行った場合には、その者を大会社等とみなして、第三十四条の十一の三の規定を適用する。この場合において、同条中「監査法人は」とあるのは、「第三十四条の十一の五第一項の監査関連業務を行った監査法人は」とする。

2 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者の発行する有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について前条第二項に規定する大規模監査法人が監査関連業務を行った場合には、その者を同条第一項に規定する上場有価証券発行者等とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「大規模監査法人」とあるのは、「次条第二項の監査関連業務を行った大規模監査法人」とする。

第三十四条の十二第一項中「社員」を「公認会計士である社員」に、「監査又は証明の業務を行なわせて」を「第二条第一項の業務を行なわせて」に改める。

第三十四条の十三に次の四項を加える。
2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならぬ。
一 業務の執行の適正を確保するための措置
二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

三 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

3 前項第二号の業務の品質の管理とは、業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員その他の者の選任、業務の実施及びその審査その他の内閣府令で定める業務の遂行に関する事項について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることをいう。

4 監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるものに関する意思決定をその社員の一部をもつて構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

5 監査法人又はその特定社員は、監査法人に対する国民の信頼を失墜させる行為をしてはならない。
第三十四条の十四第一項中「自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、当該範囲に属する業務が第二条第二項の業務である場合において、当該範囲に属する業務を行うことにつき、当該社員以外の社員の全員の承認を受けるときは、この限りでない。

第三十四条の十四の三の見出しを「(使用人等に対する監督義務の規定の準用)」に改める。
第三十四条の十五の前に次の節名を付する。
第四節 会計帳簿等
第三十四条の十六の見出しを「(計算書類の作成等)」に改め、同条第二項中「貸借対照表及び損益計算書並びに」を「計算書類(貸借対照表、損益計算書その他の監査法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当な書類として内閣府令で定めるものをいう。次条及び第三十四条の三十二第二項において同じ。)」及び「に改め、同条第三項中「(内閣府令で定めるものに限る。)」を削る。

第三十四条の十六の二中「前条第二項の書類(業務報告書を除く。)」を「計算書類に改め、同条の次に次の一条を加える。
(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)
第三十四条の十六の三 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該監査法人の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。
3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、監査法人の事務所に於いて当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
第三十四条の十七の見出しを削り、同条第一号を次のように改める。

一 公認会計士である社員にあつては、公認会計士の登録の抹消
第三十四条の十七中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定社員にあつては、特定社員の登録の抹消
第三十四条の十七の前に次の節名を付する。
第五節 法定脱退
第三十四条の十八第一項第三号を次のように改める。
三 合併(合併により当該監査法人が消滅する場合に限る。)

第三十四条の十八第二項中「社員」を「公認会計士である社員」に改め、同条の前に次の節名を付する。
第六節 解散及び合併
第三十四条の二十第三項に次のただし書を加える。
ただし、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人が無責任監査法人であるときにおける当該消滅する無限責任監査法人については、この限りでない。

第三十四条の二十一第一項中「この法律の下に(第三十四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において同じ。)」を、「指示をすること」の下に「(同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。)」を加え、同条第二項中「若しくは二年以内」を「第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内」に改め、同条第五項中「第二項の規定は、同項」を「第二項及び第三項の規定は、これら」に改め、「監査法人の社員」の下に「である公認会計士」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第五節 法定脱退
第三十四条の十八第一項第三号を次のように改める。
三 合併(合併により当該監査法人が消滅する場合に限る。)

3 内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。

第三十四条の二十一に次の一項を加える。

7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第三十四条の二十一の前に次の節名を付する。

第七節 処分等

第三十四条の二十一の次に次の一条を加える。

(課徴金納付命令)

第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合、当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額

二 当該証明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合、監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対し、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合(同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。)

二 前条第二項第二号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合(同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。)

三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二項第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合

四 解散を命ずる場合

3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

4 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

6 監査法人が合併により消滅したときは、当該監査法人がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された監査法人がした行為とみなして、この条の規定を適用する。

7 第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条、第三十四条及び前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第二項及び第三

項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の二十二の見出しを「監査法人についての民法及び会社法の準用等」に改め、同条第一項中「第六百条」の下に、「第六百四十四条第一項及び第二項」を加え、「及び第六百四十二条」を、「第六百四十二条並びに第六百四十二条」に改め、「第六百六十二条」の下に、及び第九百三十七條第一項第一号及び二に係る部分に限る。」を、「第三十四条の十四第一項」の下に「又は第二項」と、同法第九百三十七條第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所を加え、同条第二項中「から第六百七十三條まで」を「第六百六十七條、第六百七十二條、第六百七十三條」に、「第六百五十八條第一項及び第六百六十九條」を「第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九條第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の二十二に次の五項を加える。

10 無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

11 有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、無限責任監査法人となる。

12 監査法人は、前二項の定款の変更を行つたときは、その変更の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

13 第十項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の有限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

14 第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第一項において準用する会社法第六百四十四条第一項及び第二項、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百二十一條、第六百二十二條並びに第六百二十四條並びに第六十項の規定は、第二項において準用する同法第六百四十四條第三号を除く。の規定により清算をする監査法人については、適用しない。

第三十四条の二十二の前に次の節名を付する。

第八節 雑則

第三十四条の二十二の次に次の一条及び三章

項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九條第一項」と読み替えるものとする。

(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四條の二十三、会社法第二百七条(第九項第一号を除く)、第六百四条第三項、第六百二十条、第六百三十三條第一項、第六百二十五条から第六百三十六條まで、第六百六十一条及び第六百六十五條の規定は、有限責任監査法人について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、同法第二百七条第一項中「第百九十九條第一項第三号に掲げる事項を」とあるのは、「金銭以外の財産を出資の目的として」と、「同号とあるのは」、「当該金銭以外」と、同条第七項及び第九項第二号から第五号までの規定中「第百九十九條第一項第三号」とあるのは、「金銭以外の財産」と、同条第八項中「募集株式の引受人」とあるのは、「社員になろうとする者」と、「その募集株式式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示」とあるのは、「出資の申込み」と、同条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは、「社員」と、「支配人その他の使用人」とあるのは、「使用人」と、同項第二号中「募集株式の引受人」とあるのは、「社員になろうとする者」と、同法第六百四條第三項中「前項」とあるのは、「公認會計士法第三十四條の二十二第一項において準用する前項」と、同法第六百三十一條第一項中「事業年度」とあるのは、「会計年度」と、同法六百三十二條第一項中「第六百二十四條第一項」とあるのは、「公認會計士法第三十四條の二十二第二項において準用する第六百二十四條第一項」と、同条第二項中「が、第六百二十四條第一項前段」とあるのは、「が、公認會計士法第三十四條の二十二第二項において準用する第六百二十四條第一項前段」と、「は、第六百二十四條第一項前段」とあるのは、「は、同法第三十條の二十二第一項において準用する第六百

二十四条第一項前段」と読み替えるものとす
るほか、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

会社法第三十三條(第十項第二号を除く。)、第五十二條、第二百十二條(第一項第一号を除く。)、及び第五百七十八條の規定は、有限責任監査法人の社員になろうとする者について準用する。この場合において、同法第三十三條第一項中「第二十八條各号に掲げる事項についての」とあるのは「金銭以外の財産を」と、同法第三十三條各号に掲げる事項についての」とあるのは「第三十條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の七第二項において準用する第三十條第一項」と、同法第四項、第六項及び第十項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第七項及び第八項中「第二十八條各号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産の価額」と、同法第十項第一号中「第二十八條第一号及び第二十二号」とあるのは「金銭以外」と、同法第一号及び第二十二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同項第二号中「第二十八條第一号又は第二十二号に掲げる事項」とあるのは「価額」と、同項第三号中「第二十八條第一号又は第二十二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同法第十一項第一号中「発起人」とあるのは「有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同項第三号中「設立時取締役第三十八條第一項に規定する設立時取締役をいう。又は設立時監査役をいう。」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同法第五十二條第一項中「現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等」とあるのは「出資の目的とされた金銭以外の財産の価額が当該金銭以外の財産」と、同項及び同法第二十二項中「設立時取締役」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同項中「現物出資財産等」とあるのは「金銭以外の財産」と、同項第一号中「第二十八條第一号又は第二十二号に掲げ

る事項」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第三項中「第三十三条第十項第三号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十三第二項において準用する第三十三条第十項第三号」と、同法第二百二十二条中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第一項第二号中「第二百九条の規定により募集株式の株主」とあるのは「社員」と、「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「社員」と、「第二百九十九条第一項第二項中「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、「募集株式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示」とあるのは「出資」と、同法第五百七十八条中「設立しようとする持分会社が合同会社である場合」とあるのは「有限責任監査法人を設立しようとする場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第二百十三條第一項第二号及び第三号を除く。）、第五百八十三條（第二項を除く。）及び第五百九十七條の規定は、有限責任監査法人の社員について準用する。この場合において、同法第二百十三條第一項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項第一号中「第二百七条第二項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十三第一項において準用する第二百七条第二項」と、同項及び同条第四項中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同項第一号中「取締役等」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第九百三十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、有限責任監査法人が第一項において準用

する同法第六百二十七条第三項又は第六百三十五条第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号、第五号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項において準用する同法第二百七條又は第二項において準用する同法第三十三條の規定による検査役の選任及び有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百六十一條第二項の規定による許可の申立てをする場合について準用する。この場合において、同法第八百七十條第五号中「設立時取締役、第二十八條第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人」とあるのは、「有限責任監査法人の社員又は有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同条第七号中「第九十九條第一項第三号又は第二百三十六條第一項第三号の規定により金銭以外の財産」とあるのは「金銭以外の財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項において準用する会社法第六百二十条、第六百二十三条第一項、第六百二十六条及び第六百二十七条の規定は、前条第二項において準用する同法第六百四十四条(第三号を除く。)の規定により清算をする有限責任監査法人については、適用しない。

関する特則

(登録)

第三十四条の二十四 有限責任監査法人は、内閣総理大臣の登録(次条から第三十四条の三

十一までにおいて単に「登録」という。を受けなければ、第二条第一項の業務又は第三十四条の五各号に掲げる業務を行つてはならない。

(登録の申請)

第三十四条の二十五 登録を受けようとする有限責任監査法人(第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更をしようとする無限責任監査法人を含む。第三十四条の二十七第一項第二号口において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 社員の氏名及び住所
 - 四 資本金の額
 - 五 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の申請書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第三十四条の二十六 内閣総理大臣は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、有限責任監査法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第三十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十四条の二十九第二項の規定により申請者が登録を取り消され、その取消しの

日から三年を経過しない場合

二 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいる場合

イ 第三十四条の四第二項各号のいずれかに該当する者

ロ 第三十四条の二十九第二項の規定により他の登録を受けた有限責任監査法人(以下「登録有限責任監査法人」という。)が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年を経過しないもの

三 資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであるとして政令で定める金額に満たない場合

四 申請者の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が百分の五十を下らない内閣府令で定める割合を下回る場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第三十四条の二十八 登録有限責任監査法人は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

2 登録有限責任監査法人が、第三十四条の十八第一項若しくは第二項の規定により解散したとき、第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更をしようとする場合において、登録を受けた後、二週間以内に、その定款の変更の効力が生じないとき、又は同条第十一項に規定する定款の変更をしたときは、当該登録有限責任監査法人の登録は、その効力を失う。

(登録有限責任監査法人に対する処分等)

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が第三十四条の十の五若しくは

はこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したときは、当該登録有限責任監査法人に対し、必要な指示をすること(次項第三号に該当した場合において、同項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。)ができる。

2 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録有限責任監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 第三十四条の二十七第一項各号(第一号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したとき。

4 前項の規定による指示に従わないとき。

3 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が前項第三号又は第四号に該当するときは、その登録有限責任監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、同項第三号又は第四号に該当することとなつたことに重大な責任を有する人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。

4 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。

5 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された登録有限責任監査法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(登録の抹消)

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、第三十四条の二十八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録の細目)

第三十四条の三十一 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、有限責任監査法人登録簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(計算書類の作成に関する特則)

第三十四条の三十二 登録有限責任監査法人は、その計算書類について、内閣府令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人と政令で定める特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、当該計算書類に係る会計年度における当該登録有限責任監査法人の収益の額その他の政令で定める勘定の額が政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

(供託に関する特則)

第三十四条の三十三 登録有限責任監査法人

は、第三十四条の二十一第二項第一号又は第二号に該当することによつて生ずる損害の賠償を請求する権利(以下この条において「優先還付対象債権」という。)を有する者(以下この条及び次条において「優先還付対象債権者」という。)に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人に対し、その業務を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

3 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

4 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人と前項の契約を締結した者又は当該登録有限責任監査法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 登録有限責任監査法人(第三十四条の二十第二十項の規定による定款の変更の効力が生じていないものを除く)は、第一項の規定により供託する供託金(第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その

供託金を含む。)につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行つてはならない。

6 優先還付対象債権者は、優先還付対象債権に關し、当該登録有限責任監査法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 登録有限責任監査法人は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額(契約金額を含む)が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結(第五十二條の四において単に「供託」という。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 第三十四条の十八第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第三十四条の十八第二項に該当することとなつたとき。

三 第三十四条の二十二第一項に規定する定款の変更を行い、同条第十二項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。

四 業務の状況の変化その他の理由により供託金の額が第一項の政令で定める額を超えたこととなつたとき。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、優先還付対象債権の弁済を確保するため必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる供託金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。(有限責任監査法人責任保険契約に関する特則)

第三十四条の三十四 登録有限責任監査法人

は、政令で定めるところにより、その業務を行うに当たり生ずる責任に關する保険契約(次項及び第三項において「有限責任監査法人責任保険契約」という。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項、第二項若しくは第八項の規定により供託する供託金の全部若しくは一部の供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。とされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の四 外国監査法人等

(届出)

第三十四条の三十五 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有

価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類(以下「外国会社等財務書類」という。)について第二條第一項の業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(届出事項)

第三十四条の三十六 前条第一項の規定による届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称又は氏名

二 主たる事務所の所在地

三 法人にあつては、役員の氏名

四 法人にあつては、資本金の額又は出資の総額

五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(届出事項の変更)

第三十四条の三十七 外国監査法人等は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(外国監査法人等に対する指示等)

第三十四条の三十八 内閣総理大臣は、外国監査法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができ

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができ

3 内閣総理大臣は、前項の規定による公表後、同項の外国監査法人等について、第一項の指示に係る事項につき是正が図られたと認める場合には、その旨その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十四条の三十九 外国監査法人等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を廃止したとき。

二 主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は清算開始と同種類の申立てを行ったとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。

第五章の五 審判手続等
(審判手続開始の決定)

第三十四条の四十 内閣総理大臣は、第三十一

条の二第一項に規定する事実があると認める場合(同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。)又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認める場合(同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。)には、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

2 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する証明をした財務書類に係る会社その他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができない。

(審判手続開始決定書)

第三十四条の四十一 審判手続開始の決定は、文書によつて行われなければならない。

2 審判手続開始の決定に係る決定書(次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。)には、審判の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者(以下この章において「被審人」という。)に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

4 被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

(審判手続を行うべき者)

第三十四条の四十二 審判手続(審判手続開始の決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する決定を除く。)は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項た

だし書の一人の審判官を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したところのある者を審判官として指定することはできない。

(被審人の代理人及び指定職員)
第三十四条の四十三 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができ

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(次項において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができ

(審判の公開)

第三十四条の四十四 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(被審人による答弁書の提出)

第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

(被審人の意見陳述)

第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

(参考人に対する審問等)

第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第百九十条、第百九十一条、第百九十六条、第百九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

(被審人に対する審問)

第三十四条の四十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

(証拠書類の提出等)

第三十四条の四十九 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(学識経験者に対する鑑定命令)

第三十四条の五十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

3 民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

(立入検査)

第三十四条の五十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の事務所そ

の他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする審判官は、その身分を示す証票を携帯し、事件関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(決定案の提出)

第三十四条の五十二 審判官は、審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(審判手続終了後の決定等)

第三十四条の五十三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認めるときは、被審人に対し、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について前項の規定(第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項及び次項において「個別決定」との算出額」という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の決定(第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又

は前項の規定によりされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの算出額に係る事実について個別決定ごとの課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について第一項の決定(第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項及び次項において「個別決定」との算出額」という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の決定(第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に

第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの算出額に係る事実について個別決定ごとの算出額に

に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十四条の二十一の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないと認めるときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用(第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。)を記載しなければならない。

9 前項の納付期限は、同項に規定する決定書(第一項から第五項までの決定に係るものに

限る。)の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

(送達書類)

第三十四条の五十四 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定める。

(民事訴訟法の準用)

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第一百三十九条、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条並びに第九十九条の規定を準用する。

この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第七十七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第八十一条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官」と、同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替へるものとする。

(公示送達)

第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他の送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第七十七条第一項(第二号及び第三号を除く。)の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八十一条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第八十

条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(処分通知等に係る電子情報処理組織の使用)
第三十四条の五十七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしてゐるものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

2 前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において、金融庁の職員が同項の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録することをもちつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

(事件記録の閲覧等)

第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(納付の督促)

第三十四条の五十九 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(課徴金納付命令の執行)

第三十四条の六十 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定(以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。)を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴金等の請求権)

第三十四条の六十一 破産法及び民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第三十四条の五十九第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。
(内閣府令への委任)

第三十四条の六十二 この章に規定するもののほか、審判手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(取消しの訴え)

第三十四条の六十三 第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

(参考人等の旅費等の請求)

第三十四条の六十四 第三十四条の四十七第一項又は第三十四条の五十一第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十四条の六十五 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてする決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がする処分を含む。)については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、この限りでない。

(不服申立て)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてした決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第三十五条第二項第一号中「対する処分」の下に「監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の規定による命令を除く。」を加え、同項第二号中「業務」の下に「外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務」を加

える。

第四十一条の二中「第四十九条の四第二項」の下に「又は第三項」を加え、「又は第四十九条の第三項」を、「第四十九条の第三項若しくは第二項又は第四十九条の三の第二項」に改め、「業務」の下に「外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務」を加える。

第四十三条第二項中「並びに公認会計士」の下に「及び特定社員」を加える。

第四十四条第一項第七号中「公認会計士」の下に「及び特定社員」を加え、同項第十二号中「業務」の下に「の運営」を加える。

第四十六条の二中「抹消された」を「抹消された」に改める。

第四十六条の九の二第一項中「業務」の下に「の運営」を、「状況」の下に「(当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。)」を加える。

第四十六条の十第一項中「又は第三十四条の二十一」を、「第三十一条の二第一項、第三十四条の二十一第二項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第一項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項」に改める。

第四十六条の十一第二項中「第十九条第三項」の下に「及び第三十四条の十の十一第二項」を加え、「及び第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二中「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十八条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

第四十九条中「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十九条の三の見出しを「公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(外国監査法人等に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類について、第二条第一項の業務に相当すると認められる業務に関し、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務に関し、当該職員に外国監査法人等の事務所その他その業務に係る場所の立ち入り、その業務に係る帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十九条の四第二項中「前条第一項」を「第四十九条の三第一項」に、「第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われる」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるもの

二 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人(以下この号において「公認会計士等」という。)が、第四十六条の九の二第一項の調査を受けていないこと、同項の調査に協力することを拒否していることその他の内閣府令で定める事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る同条第二項の報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に関して行われるもの

第四十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限のうち、前条第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任することができる。

第五十一条中「又は外国公認会計士」を「外国公認会計士又は特定社員」に改める。

第五十二条第一項中「含む。」の下に「第三十四条の十の十六」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 不正の手段により第三十四条の二十四の登録を受けた者

三 第三十四条の二十四又は第三十四条の三十三第五項の規定に違反して業務を行つた者

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条第一項第四号中「又は第二項の規定」を「から第三項までの規定のいずれかに改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第四十六条の十二第一項を第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第三十四条の二十五第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十三条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第五十三条の二中「第三十四条の二十六第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加える。

第五十三条の三中、「第五十三条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は前条」を、「第五十二号、第五十三号の四、第五十三号第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第五十三号の二に改め、同条を第五十三号の四とする。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

第五十三号の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の四十七第一項の規定による参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をした者

二 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分違反して物件を提出しない者

四 第三十四条の五十第一項の規定による鑑定人に対する処分違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第五十四条第二号中「第三号」を「次号」に改める。

第五十五条各号中「及び第三十四条の二十一第三項」を、「第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項」に改める。

第五十五条の二各号中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加える。

第五十五条の三第五号中「第三十四条の二十六第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第三十四条の二十二第三項において準用する会社法第六百七十条第二項若しくは第五項又は第三十四条の二十三第一項において準用する同法第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項若しくは第六百六十一条第一項の規定に違反して、財産の処分、資本金の額の減少、持分の払戻し又は債務の弁済をしたとき。

第五十五条の三に次の一号を加える。
九 第三十四条の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

第五十五条の三を第五十五条の四とする。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合においては、監査法人の社員、監査法人と第三十四条の三十三第三項の契約を締結した者又は検査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第四項又は第三十四条の二十三第二項において準用する同法第三十三条第四項に規定する報告について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 第三十四条の三十三第四項の規定による命令に違反したとき。

(金融商品取引法の一部改正)

第二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第二号中「行為の下に」又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲げる行為を加え、同条第二項第三号中「第三号まで」の下に「又は第五号」を、「前項第一号」の下に若しくは「第二号」を加え、同条第四項中「いう」を「いい」、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいづれかを業として行うことを含むものとする」に改める。

第二十九条の四第一項第五号ホ(1)中「又はロ」を削る。

第三十三条第三項中「ものを業として行う場合の下に」第二十八条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八条第八項第七号に掲げるものの以外ものを業として行う場合」を加える。

第三十三条の二第三号中「除く。」の下に「又は第二十八条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八条第八項第七号に掲げるものの以外」のものを

を加える。

第四十三条の二第三項中「第百九十三条の二の下に」及び「第百九十三条の三」を加える。

第六十六条の十八中「第四十九条の三」を「第四十七条の三」に改める。

第二百二条の三十一第三項中「その株主」を「その総株主」に改める。

第四百四十条第三項中「定めた」を「定める」に改める。

第百六十七条の二中「有価証券市場」を「金融商品市場」に改める。

第百九十条第一項中「第六十条の十一」の下に「(第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百九十三条の二第一項中「政令で定めるもの」の下に「次条において特定発行者という。」を、「内閣府令で定めるもの」の下に「(第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等(公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等という。次項第一号及び第三項において同じ。)から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

認を受けた場合
第百九十三条の二第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前項第一号の発行者が、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

第百九十三条の二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類」を「財務計算に関する書類を提出する者」に改め、「及び第三十四条の十一」の二を削り、「又は第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号及び前項第一号の規定は、これらの規定に規定する外国監査法人等について、公認会計士法第三十四条の三十八第二項の規定により同条第一項の指示に従わなかった旨又は同法第三十四条の三十九第一項の規定による届出があつた旨の同条第二項の規定による公表がされた場合(同法第三十四条の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がさ

れたときを除く。)には、適用しない。

第百九十三条の二の次に次の一条を加える。
(法令違反等事実発見への対応)

第百九十三条の三 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行った公認会計士又は監査法人は、当該通知を行った日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出する旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらな

いこと。

3 前項の規定による申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

第百九十四条の七第二項第一号中「(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第四号中「並びに」を「及び」に改

め、同条第三項中「第六十條の十一」の下に「第六十條の十二第三項において準用する場合を含む。」を加え、「第九十三條の二第五項」を「第九十三條の二第六項」に改める。

第二百五條第五号中「第九十三條の二第五項」を「第九十三條の二第六項」に改める。

第二百八十八條の二に次の三号を加える。

四 第九十三條の三第一項の規定に違反した者

五 第九十三條の三第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

六 第九十三條の三第三項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

（金融庁設置法の一部改正）

第三条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「金融商品取引法の下に」及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）を加える。

第六条第二項の表公認会計士・監査審査会の項中（昭和二十三年法律第百三十三号）を削る。

第二十五條第一項中「第六章の二第二節」の下に「及び公認会計士法第五章の五」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第二条の規定（金融商品取引法第四十三條の二第三項及び第九十三條の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九十四條の七第三項の改正規定（第九十三條の二第五項）を「第九十三條の二第六項」に改める部分に限る。）、同法第二百五條第五号の改正規定並びに同法第二百八十八條の二に三号を加える改正規定を除く。）証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律

第六十五号）の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

二 附則第二十七條の規定 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の公認会計士法（以下「新公認会計士法」という。）第二十四條の三第一項（新公認会計士法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する大会社等（新公認会計士法第二十四條の二に規定する大会社等という。以下同じ。）の会計期間（新公認会計士法第二十四條の三第一項に規定する会計期間をいう。以下同じ。）であつて、公認会計士又は外国公認会計士（新公認会計士法第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。）が当該大会社等の財務書類（新公認会計士法第一條の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）について監査関連業務（新公認会計士法第二十四條の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下同じ。）を行った会計期間以後の連続会計期間（新公認会計士法第二十四條の三第一項に規定する連続会計期間をいう。以下同じ。）について適用する。

2 施行日前に開始した大会社等の会計期間であつて、公認会計士又は外国公認会計士が当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行った会計期間を含む連続する会計期間（第一條の規定による改正前の公認会計士法（以下「旧公認会計士法」という。）第二十四條の三に規定する連続する会計期間をいう。附則第十條第二項において同じ。）については、旧公認会計士法第二十四條の三（旧公認会計士法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新公認会計士法第二十四條の三第二項（新公

認会計士法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第二十四條の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に同条第二項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について監査関連業務を行っている公認会計士又は外国公認会計士について適用する。

（公認会計士の就職の制限に関する経過措置）

第三条 新公認会計士法第二十八條の二（新公認会計士法第十六條の二第六項及び第三十四條の十四の二において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係る財務書類について新公認会計士法第二條第一項の業務を行った場合について適用し、施行日前に開始した会計期間に係る財務書類について同項の業務を行った場合については、なお従前の例による。

（業務の状況に関する説明書類の縦覧に関する経過措置）

第四条 新公認会計士法第二十八條の四（新公認会計士法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する新公認会計士法第二十八條の四第一項に規定する年度に係る同項に規定する説明書類について適用する。

（懲戒に関する経過措置）

第五条 新公認会計士法第三十一條第二項（新公認会計士法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後に行つた業務の運営について適用する。

（課徴金納付命令に関する経過措置）

第六条 新公認会計士法第三十一條の二（新公認会計士法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした新公認会計士法第三十條第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証

明する行為について適用する。
（指示に関する経過措置）

第七条 新公認会計士法第三十四條の二（新公認会計士法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後に行つた行為又は新公認会計士法第二條第一項の業務について適用し、施行日前に行つた行為又は同項の業務については、なお従前の例による。

（定款の記載に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に存する監査法人の定款には、その社員の一部を無限責任社員とする旨の定めがあるものとみなす。

（監査法人の業務の制限に関する経過措置）

第九条 新公認会計士法第三十四條の十一第一項第三号の規定は、会社その他の者の財務書類で、施行日以後に開始する会計期間に係るものの新公認会計士法第二條第一項の業務について適用し、会社その他の者の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものの同項の業務については、なお従前の例による。

（大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置）

第十条 新公認会計士法第三十四條の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つた会計期間以後の連続会計期間について適用する。

2 施行日前に開始した大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つた会計期間を含む連続する会計期間については、旧公認会計士法第三十四條の十一の三の規定は、なおその効力を有する。

（大規模監査法人の業務の制限の特例に関する経過措置）

第十一条 新公認会計士法第三十四條の十一の四の規定は、施行日以後に開始する上場有価証券

発行者等(同条第一項に規定する上場有価証券発行者等をいう。以下同じ。)の会計期間であつて、同条第二項に規定する大規模監査法人がその社員に当該上場有価証券発行者等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。

(新規上場企業等に係る業務の制限の特例に関する経過措置)

第十二条 新公認会計士法第三十四条の十一の五第一項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、この法律の施行の際現に同項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について適用する。

2 新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により上場有価証券発行者等とみなされる者の財務書類について適用する。

(財務諸表等の作成に関する経過措置)

第十三条 新公認会計士法第三十四条の十六第二項の規定は、施行日以後に開始する会計年度(新公認会計士法第三十四条の十五に規定する会計年度をいう。以下同じ。)に係る同項の計算書類及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書については、なお従前の例による。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置)

第十四条 新公認会計士法第三十四条の十六の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る説明書類について適用する。

(監査法人に対する処分に関する経過措置)

第十五条 新公認会計士法第三十四条の二十一第一項の規定は、監査法人の施行日以後にした同項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚

偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日前にした旧公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、旧公認会計士法若しくは旧公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為については、なお従前の例による。

2 新公認会計士法第三十四条の二十一第三項の規定は、監査法人の施行日以後にした同条第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。

(課徴金納付命令に関する経過措置)

第十六条 新公認会計士法第三十四条の二十一の二の規定は、監査法人の施行日以後にした新公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。

(外国監査法人等の届出に関する経過措置)

第十七条 新公認会計士法第三十四条の三十五第一項の規定は、外国会社等財務書類(同項に規定する外国会社等財務書類をいう。)で、施行日以後に開始する会計期間に係るものの新公認会計士法第二十一条の業務に相当すると認められる業務について適用する。

(する経過措置)

第十八条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第百九十三条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する特定発行者(同項に規定する特定発行者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の事業年度又は特定期間(新金融商品取引法第二十四条第五項に規定する特定期間をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る財務計算に関する書類(新金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務計算に関する書類については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第百九十三条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する特定発行者の事業年度に係る内部統制報告書(新金融商品取引法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始する特定発行者の事業年度に係る内部統制報告書については、なお従前の例による。

(法令違反等事実発見への対応に関する経過措置)

第十九条 新金融商品取引法第百九十三条の三の規定は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の施行日以後に開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務書類の監査証明について適用する。

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項に次の一号を加える。
十一 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の規定による課徴金及び延滞金
別表第一第一号の表日本公認会計士協会の項中(昭和二十三年法律第百三十三号)を削る。
(法人税法の一部改正)

第二十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第五十五条第四項に次の一号を加える。
五 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の規定による課徴金及び延滞金
別表第二第一号の表日本公認会計士協会の項中(昭和二十三年法律第百三十三号)を削る。
(登録免許税法の一部改正)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第五十号を次のように改める。

五十 有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定		
(一) 公認会計士法第三十四条の二十四(有限責任監査法人の登録)の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 公認会計士法第三十六条第一項(実務補習の実務補習団体等の認定)	認定件数	一件につき十五万円

(住民基本台帳法の一部改正)
第二十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の十三の項中「同法第三十四条の十第一項の認可」を「同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三

十四の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録」に改める。
(政党助成法の一部改正)
第二十四条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第十九条第三項を次のように改める。

3

前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)第三十二条第二項(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)の規定による調査又は同法第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続については、同法第三十三条(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)の規定又は同法第三十四条の四十七、第三十四条の四十九第二項及び第三十四条の五十一の規定は、適用しない。

(会社法の一部改正)

第二十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第三十四条の二十六項」の下に「及び第三十四条の二十三第四項」を加える。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七百七十五条中公認会計士法第三十四条の十の三の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第三十四条の二十一の二」を「第三十四条の二十一の六」に改める。

第七百七十五条のうち公認会計士法第三十四条

の二十一の次に四条を加える改正規定中「第三十四条の二十一の次」を「第五章の二第七節中第三十四条の二十一の二の次」に、「第三十四条の二十一の二」を「第三十四条の二十一の三」に、「第三十四条の二十一の三」を「第三十四条の二十一の四」に、「第三十四条の二十一の四」を「第三十四条の二十一の五」に、「第三十四条の二十一の五」を「第三十四条の二十一の六」に改める。

第七百七十五条のうち公認会計士法第三十四条

の二十二の改正規定中「同法に改め」の下に、「同法第九百三十七条第一項中「本店(第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」とを削り」を加え、「同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする」を「同条中第四項後段、第六項後段、第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とする」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十四条の二十五第一項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に改める。

第三十四条の二十八第二項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改める。

第三十四条の三十三第五項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に改め、同条第十項第三号中「第三十四条の二十二第十一項」を「第三十四条の二十二第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第二十七条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第三十三條、第三十三條の二、第三十三條の五第二項、第三十三條の七、第五十八條、第六十六條及び第二百二條第二項各号の項中「第二十七條の二十八第三項」の下に「第二十八條第四項」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第二十八條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九條 附則第二条から第十九條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三十條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度及び監査法人制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十九年六月二十一日印刷

平成十九年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

I